

福岡県改修工事特記仕様書

I	工事概要																															
1.	工事名称	長崎中学校教室棟外壁改修工事																														
2.	工事場所	行橋市大字延永6番地																														
3.	工事概要是別紙(仕上表)による。																															
4.	別途工事	・ ・ ・																														
5.	その他																															
II	建築工事仕様																															
1.	標準仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(平成28年版)」(以下「改修標仕」)及び「建築改修工事監理指針(平成28年版)」による。 ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(平成28年版)」及び「建築工事監理指針(平成28年版)」による。																														
2.	特記仕様	1)項目は番号に〇印のついたものを適用する。 2)特記事項は〇印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と〇印のついた場合は、共に適用する。																														
3.	特記事項に記載の「内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の該当項目、該当図、または当該表を示す。」																															
4.	特記事項に記載の「内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の該当項目、該当図、または当該表を示す。」																															
5.	形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。																															
章	項目	特記事項																														
① 一般 共 通 事 項	① 適用基準等	図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。 (1)「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成28年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (2)「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成28年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (3)「公共木造建築工事標準仕様書 平成28年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (4)「建築物解体工事共通仕様書 平成24年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修																														
	② 補足基準等	1.適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。 (1)「建築構造設計基準 平成25年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (2)「建築工事標準詳細図 平成28年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (3)「鉄筋コンクリート構造配筋要領 平成11年版」建設大臣官房営繕部監修 (4)「擁壁設計標準図 平成12年版」建設省大臣官房営繕部監修 (5)「建築工事監理指針 平成28年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (6)「建築改修工事監理指針 平成28年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (7)「建築工安全施工技術指針・同解説」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (8)「解体工事安全施工指針」建設業労働災害防止協会 (9)「建築施設物処理指針」厚生労働省生活衛生局 (10)「建築施設体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」環境省大気保全局 (環境省アスベスト飛散防止対策研究会 (11)「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(新版)」建設業労働災害防止協会 (12)「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(平成8年版)」建設大臣官房営繕部監修 (13)「建築工事標準仕様書・同解説」日本建築学会 (14)「建築工事の手引き」福岡県建築都市部編集 (15)「解体工事の手引き」福岡県建築都市部編集 (16)「植栽工事の手引き」福岡県建築都市部編集 (15)「解体工事の手引き」福岡県建築都市部編集 (17)「黒板、豈、襖工事の手引き」福岡県建築都市部編集																														
	③ 適用範囲等	すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)~(4)の順番とする。 (1)質問回答書 (2)から(5)に対するもの (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面																														
	④ 現場に常備する図面等	上記の「1.適用仕様書」及び「2.補足基準」のうち、当該工事に係る図書等については現事務所に常備し監督職員の確認を得ること。																														
5.	工事実績等の登録	請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日より10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、(-財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 問い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F (-財)日本建設情報総合センター九州地方センター TEL 092-411-3664 FAX 092-411-3486 (1.1.4)																														
⑥	施工体制台帳	※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。																														
7.	文化財その他埋蔵物	工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。(1.1.12)																														
⑧	実施工表	概成工期(平成 年 月 日) (1.2.1)																														
⑩	工事の記録	工事日報は、工事記録を兼ねることができる。 下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。(原版は撮影業者が保管する。)																														
	注記	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>部数</th> <th>原版の大きさ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※着工前</td> <td>※カラード・モノクロ</td> <td>※サービス版</td> <td>※1部</td> <td>24×36以上又はデジタル画像</td> <td>監督員の承諾する撮影者(原版提出不要)</td> </tr> <tr> <td>※施工中</td> <td>※カラード・モノクロ</td> <td>※サービス版</td> <td>※1部</td> <td>24×36以上又はデジタル画像</td> <td>監督員の承諾する撮影者(原版提出不要)</td> </tr> <tr> <td>※完成時</td> <td>※カラード・モノクロ</td> <td>※サービス版</td> <td>・1部 ※2部</td> <td>・100×125以上 ※24×36以上</td> <td>外観・内部、監督員の指示による。 監督員の承諾する専門業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・()</td> <td>・()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者(着工前施工中)、監督員の承諾する専門業者(完成)とする。 電子データはRGB(フルカラー)、JPEG形式最高画素としCD-Rで提出する。 デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上</p>	区分	分類	規格	部数	原版の大きさ	備考	※着工前	※カラード・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承諾する撮影者(原版提出不要)	※施工中	※カラード・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承諾する撮影者(原版提出不要)	※完成時	※カラード・モノクロ	※サービス版	・1部 ※2部	・100×125以上 ※24×36以上	外観・内部、監督員の指示による。 監督員の承諾する専門業者				・()	・()	
区分	分類	規格	部数	原版の大きさ	備考																											
※着工前	※カラード・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承諾する撮影者(原版提出不要)																											
※施工中	※カラード・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承諾する撮影者(原版提出不要)																											
※完成時	※カラード・モノクロ	※サービス版	・1部 ※2部	・100×125以上 ※24×36以上	外観・内部、監督員の指示による。 監督員の承諾する専門業者																											
			・()	・()																												
11.	電気保安技術者	各工程ごとに作業時の状況がわかるように黒板(工事名、撮影箇所、年月日等記入)、スケール等をあて撮影する。 建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」改訂第2版による。																														
	施工条件	※適用する(工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。)・適用しない (1.3.3)																														

般 共 事 項	⑬. 施工中の安全確保	建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、(1.3.7) 建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。																																			
	⑭. 建設リサイクル法	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象となる工事に該当(※現場説明書による)。・する ○しない)																																			
	⑮. 工事に伴う建設副産物の処理について	<p style="text-align: center;">建設副産物の処理について</p> <p>資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。 また、施工区分表に種み込み・運搬・处分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設けるとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他の関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)」規定されている項目について、建築工事における対応については、「建築工事における建設副産物管理制度マニュアル(平成18年6月12日付国営環第4号)」による。 工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。</p> <table border="1"> <tr> <td style="padding: 2px;">指定副産物</td> <td colspan="3" style="padding: 2px;">(原則として再資源化施設へ持込むもの)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・がれき類 (コンクリート塊)(アスファルト塊)</td> <td style="padding: 2px;">・木くず</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・建設発生土</td> <td style="padding: 2px;">・汚泥</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール(平成18年6月12日策定)」により実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月12日事業次官通知)」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">その他の副産物</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">・廃プラスチック・ガラス、陶磁器くず・廃石こうボード・金属くず・繊維くず</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">特別管理産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">・廃石綿等 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境庁大気保全局)」及び「石綿障害予防規則(平成17年7月1日施行)」に従い、収集、運搬、処分を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 2px;">・廃PCB等 「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。</td> </tr> </table>	指定副産物	(原則として再資源化施設へ持込むもの)			・がれき類 (コンクリート塊)(アスファルト塊)	・木くず	・建設発生土	・汚泥	指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール(平成18年6月12日策定)」により実施する。				建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月12日事業次官通知)」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。				その他の副産物				・廃プラスチック・ガラス、陶磁器くず・廃石こうボード・金属くず・繊維くず				特別管理産業廃棄物				・廃石綿等 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境庁大気保全局)」及び「石綿障害予防規則(平成17年7月1日施行)」に従い、収集、運搬、処分を行う。				・廃PCB等 「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。		
指定副産物	(原則として再資源化施設へ持込むもの)																																				
・がれき類 (コンクリート塊)(アスファルト塊)	・木くず																																				
・建設発生土	・汚泥																																				
指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール(平成18年6月12日策定)」により実施する。																																					
建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月12日事業次官通知)」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。																																					
その他の副産物																																					
・廃プラスチック・ガラス、陶磁器くず・廃石こうボード・金属くず・繊維くず																																					
特別管理産業廃棄物																																					
・廃石綿等 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境庁大気保全局)」及び「石綿障害予防規則(平成17年7月1日施行)」に従い、収集、運搬、処分を行う。																																					
・廃PCB等 「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。																																					
※参考受入場所は現場説明書による	(1.3.12)																																				
⑯. 施工中の環境保全等	建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壤汚染対策法、資源有効利用促進法 その他の関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。(1.3.11)																																				
⑰. ガス対策型建設機械について	<p>「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。 (対象機種：バッカス、ブローバ、トラクターシャベル(車輪式)、空気圧縮機(可動式)、油圧ショット(油圧バッハ)、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、7-スピ-ア・オルターネイブ掘削機、リーサーキュレーションドリル、7スピ-ア・地下連続壁施工機、全回転式オルターネイブ掘削機の基礎工事用機械のうちべ・スピ-などは別に独立した「イゼ-ロジン」駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)、ロードドレーバー、タイヤロード、振动ロード、ナ-バーレン、発電発動機(可動式(溶接兼用機を含む))但し、以上は「イゼ-ロジン」(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載したものに限る。)</p> <p>・工事における振動被害防止要領の適用 振動計の設置については現場説明書による</p>																																				
17. 再資源利用(促進)	※ 提出する(CD-R等にて) ・提出しない																																				
⑱. 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同じものとの差異がある場合は、監督員の承認を得る。 なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房常勤部監修「建築材料・設備機器等性能評価建築材料等評価名簿(最新版)」による。 福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。標準仕様書に記載されていない特別な工法は、監督員の承認を受け、当該製品の指定工法によることができる。(1.4.1)																																				
環境への配慮について	<p>国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。</p>																																				
⑲. 施工数量調査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査範囲</th> <th>調査方法</th> <th>報告書・数量書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁劣化調査</td> <td>外壁全体</td> <td>目視及び打診</td> <td>※2部 ○1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※2部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※2部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※2部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※既存部分の破壊を行った場合の補修方法は図面図示による。(1.5.2) (1.5.3)</p>	調査項目	調査範囲	調査方法	報告書・数量書	外壁劣化調査	外壁全体	目視及び打診	※2部 ○1部				※2部				※2部				※2部																
調査項目	調査範囲	調査方法	報告書・数量書																																		
外壁劣化調査	外壁全体	目視及び打診	※2部 ○1部																																		
			※2部																																		
			※2部																																		
			※2部																																		
⑳. 技能士	<p style="text-align: center;">適用工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・鉄筋工事</td> <td>鉄筋施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート工事</td> <td>型枠施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木工事</td> <td>建築大工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○左官工事</td> <td>左官</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○塗装工事</td> <td>塗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○屋根瓦及び建工事</td> <td>建工板金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内装工事</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内装工事</td> <td>表装</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属工事</td> <td>内装仕上げ施工(鋼製下地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・植栽工事</td> <td>造園</td> <td>請負額 300万以上</td> </tr> </tbody> </table>	工事種別	技能検定概要	備考	・鉄筋工事	鉄筋施工		・コンクリート工事	型枠施工		・木工事	建築大工		○左官工事	左官		○塗装工事	塗装		○屋根瓦及び建工事	建工板金		・内装工事	内装仕上げ施工		・内装工事	表装		・金属工事	内装仕上げ施工(鋼製下地)		・植栽工事	造園	請負額 300万以上			
工事種別	技能検定概要	備考																																			
・鉄筋工事	鉄筋施工																																				
・コンクリート工事	型枠施工																																				
・木工事	建築大工																																				
○左官工事	左官																																				
○塗装工事	塗装																																				
○屋根瓦及び建工事	建工板金																																				
・内装工事	内装仕上げ施工																																				
・内装工事	表装																																				
・金属工事	内装仕上げ施工(鋼製下地)																																				
・植栽工事	造園	請負額 300万以上																																			
21. 施工の検査等	見本施工の実施箇所() 工種() (1.5.5)																																				
22. ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定	室内空気中化学物質の濃度測定 行う 行わない ホルムアルデヒド測定の検体数 4 力所 VOC測定の検体数 測定対象室 ※現場説明書による 図示 測定位置、方法については、測定前に監督職員に確認する。 測定方法等は「揮発性有機化合物の室内測定容量」参照 ※学校施設については、文部科学省「学校環境衛生基準」 (平成21年4月1日告示第60号)に基づきVOC等の測定を行う。(1.5.9)																																				

④ 監督員事務所		※設ける ※構内に新設する。 ・既存建物内一部を使用する。 備品については、監督員の指示による。	◎ 設けない m程度	(2.4.1)
⑤ 工事用水		構内既存の施設	・ 利用できる（※有償 ・ 無償）	※利用できない
⑥ 工事用電力		構内既存の施設	・ 利用できる（※有償 ・ 無償）	※利用できない
⑦ 総合仮設計画書		※要する	・ 要しない	
⑧ 危険防止		仮囲い等	・ 設けない ※設ける	
9. 構台		設置方法	※ 成形鋼板（H=2.0m）・ 垂鉛引鉄板（H= m）・ シート張り ・ ロープ張り ・ () ゲート	m) ・ シート（W=4.5m）・ パネル（W= m） ・ ハンガー（W= m) 垂直防護施設
10. 工事表示板等		養生シート（・ 防炎 I類 ・ 防炎 II類）・ 防音シート（防炎 I類同等） ・ 梱付き金網・ アルミ防音パネル ・ ()		
11. 工事車両の出入口		水平防護施設	・ 防護柵（朝顔） ・ ダブルネット	
1. 改修方法の種類及び工程		防護施設等取付足場	・ 単管一本足場 ・ 梱組本足場（W= m）	◎ ((くさび緊結式 W=900))
2. アスファルト防水		設置範囲	※図示による	◎ 監督員の指示による
3. 改質アスファルトシート防水		設置期間	※工事期間中	・ 監督員の指示による
4. 合成高分子系ルーフィングシート防水		養生構台	・ 設置する（図示による） ・ 設置しない	
5. 塗膜防水		乗入れ構台	・ 設置する（幅員 m、長さ m） ・ 設置しない	
6. シーリング		監督員の指示による		
7. 工事用車両の出入口		工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。 交通誘導員 ・ 配置する（ 1 名以上）	◎ 配置しない	
8. その他				
9. 施工箇所				
10. 施工期間				
11. 施工方法				
12. 施工機材				
13. 施工品質				
14. 施工費用				
15. 施工手順				
16. 施工記録				
17. 施工報告書				
18. 施工監査				
19. 施工検査				
20. 施工評価				
21. 施工改善				
22. 施工結果				
23. 施工記録				
24. 施工報告書				
25. 施工監査				
26. 施工検査				
27. 施工評価				
28. 施工改善				
29. 施工結果				
30. 施工記録				
31. 施工報告書				
32. 施工監査				
33. 施工検査				
34. 施工評価				
35. 施工改善				
36. 施工結果				
37. 施工記録				
38. 施工報告書				
39. 施工監査				
40. 施工検査				
41. 施工評価				
42. 施工改善				
43. 施工結果				
44. 施工記録				
45. 施工報告書				
46. 施工監査				
47. 施工検査				
48. 施工評価				
49. 施工改善				
50. 施工結果				
51. 施工記録				
52. 施工報告書				
53. 施工監査				
54. 施工検査				
55. 施工評価				
56. 施工改善				
57. 施工結果				
58. 施工記録				
59. 施工報告書				
60. 施工監査				
61. 施工検査				
62. 施工評価				
63. 施工改善				
64. 施工結果				
65. 施工記録				
66. 施工報告書				
67. 施工監査				
68. 施工検査				
69. 施工評価				
70. 施工改善				
71. 施工結果				
72. 施工記録				
73. 施工報告書				
74. 施工監査				
75. 施工検査				
76. 施工評価				
77. 施工改善				
78. 施工結果				
79. 施工記録				
80. 施工報告書				
81. 施工監査				
82. 施工検査				
83. 施工評価				
84. 施工改善				
85. 施工結果				
86. 施工記録				
87. 施工報告書				
88. 施工監査				
89. 施工検査				
90. 施工評価				
91. 施工改善				
92. 施工結果				
93. 施工記録				
94. 施工報告書				
95. 施工監査				
96. 施工検査				
97. 施工評価				
98. 施工改善				
99. 施工結果				
100. 施工記録				
101. 施工報告書				
102. 施工監査				
103. 施工検査				
104. 施工評価				
105. 施工改善				
106. 施工結果				
107. 施工記録				
108. 施工報告書				
109. 施工監査				
110. 施工検査				
111. 施工評価				
112. 施工改善				
113. 施工結果				
114. 施工記録				
115. 施工報告書				
116. 施工監査				
117. 施工検査				
118. 施工評価				
119. 施工改善				
120. 施工結果				
121. 施工記録				
122. 施工報告書				
123. 施工監査				
124. 施工検査				
125. 施工評価				
126. 施工改善				
127. 施工結果				
128. 施工記録				
129. 施工報告書				
130. 施工監査				
131. 施工検査				
132. 施工評価				
133. 施工改善				
134. 施工結果				
135. 施工記録				
136. 施工報告書				
137. 施工監査				
138. 施工検査				
139. 施工評価				
140. 施工改善				
141. 施工結果				
142. 施工記録				
143. 施工報告書				
144. 施工監査				
145. 施工検査				
146. 施工評価				
147. 施工改善				
148. 施工結果				
149. 施工記録				
150. 施工報告書				
151. 施工監査				
152. 施工検査				
153. 施工評価				
154. 施工改善				
155. 施工結果				
156. 施工記録				
157. 施工報告書				
158. 施工監査				
159. 施工検査				
160. 施工評価				
161. 施工改善				
162. 施工結果				
163. 施工記録				
164. 施工報告書				
165. 施工監査				
166. 施工検査				
167. 施工評価				
168. 施工改善				
169. 施工結果				
170. 施工記録				
171. 施工報告書				
172. 施工監査				
173. 施工検査				
174. 施工評価				
175. 施工改善				
176. 施工結果				
177. 施工記録				
178. 施工報告書				
179. 施工監査				
180. 施工検査				
181. 施工評価				
182. 施工改善				
183. 施工結果				
184. 施工記録				
185. 施工報告書				
186. 施工監査				
187. 施工検査				
188. 施工評価				
189. 施工改善				
190. 施工結果				
191. 施工記録				
192. 施工報告書				
193. 施工監査				
194. 施工検査				
195. 施工評価				
196. 施工改善				
197. 施工結果				
198. 施工記録				
199. 施工報告書				
200. 施工監査				
201. 施工検査				
202. 施工評価				
203. 施工改善				
204. 施工結果				
205. 施工記録				
206. 施工報告書				
207. 施工監査				
208. 施工検査				
209. 施工評価				
210. 施工改善				
211. 施工結果				
212. 施工記録				
213. 施工報告書				
214. 施工監査				
215. 施工検査				
216. 施工評価				
217. 施工改善				
218. 施工結果				
219. 施工記録				
220. 施工報告書				
221. 施工監査				
222. 施工検査				
223. 施工評価				
224. 施工改善				
225. 施工結果				
226. 施工記録				
227. 施工報告書				
228. 施工監査				
229. 施工検査				
230. 施工評価				
231. 施工改善				
232. 施工結果				
233. 施工記録				

① とい 防 水 改 修 工 事		といい材種等 ○ (VPが一 握み金物 : SUS製) (3.8.2) 防露材のアルムアルディ放散量 ※ F☆☆☆☆のもの () (3.8.3) 鋼管製といい防露巻きは「改修標仕」表3.8.5による。	コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.5)	4. 欠損部改修工法 (4.5.7)	① 仕上塗材仕上げ (4.1.4) (4.2.2) (表4.2.3)
3 8. アルミニウム製笠木 ⑨ 施工 ⑩ 保証年限 11. その他の防水	部材の種類 250形・300形・350形 () (3.9.2) 表面処理 ※ A-1種又はB-1種 () 株式会社標準体システム ※ 無 () 有 次表とのおりとする。 (1) 断面積が500m以上建築物 防水施工業者は、建設業法第3条の許可(防水工事業)を受けている者で、(社)福岡県防水工事業協会会員又は、これと同等以上の施工責任が認められる者から選ぶこと。 (2) 特殊な用途等に係る建築物で、高度な防水技術を要するものと監督員が承諾する場合 (3) (1)、(2)以外の場合 防水施工業者は、建設業法第3条の許可(防水工事業)を受けている者から選ぶこと。	Uカットシール材充填工法 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 充填工法 既存モルタル面の欠損部 改修工法の種類 ・モルタル替え工法 ・モルタル替え工法 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の处置 ※図示 浮き部改修方法 施工箇所 種別・工法 保証年限(年) 備考 10 アスファルト防水 (A-1.2.3, A1-1.2.3, B-1.2.3, B1-1.2.3, D-1.2.3.4, D1-1.2) 改修アスファルトシート防水 (AS-T1, 2, 3, 4, AS-J1, 2, ASI-T1, ASI-J1) 合成高分子系ルーフィングシート防水 (S-F1:シート(7)1.5mm及び2.0mm, S-M1, 2, 3, SI-F1, 2, SI-M1, 2)、塗膜防水 (X-1, 2) 7 合成高分子系ルーフィングシート防水 (S-F1:シート(7)1.2mm) 防水保証年限は、引渡し日から次表とのおりとする。 保証については防水工事業者が、(社)福岡県防水工事業協会会員の場合は、請負業者、防水工事業者、(社)福岡県防水工事業協会の連名保証とする。 その他の場合は、請負業者、防水工事業者、製造メーカーの連名保証とする。 保証年限(年) 10 11. その他の防水 施工箇所 種別・工法 保証年限(年) 備考 10 ・10 浮き部改修方法 改修工法の種類 アンカービンの本数 (モルタルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 ・アンカービニン 部材エボキシ樹脂注入工法 ・アンカービニン 全面エボキシ樹脂注入工法 ・アンカービニン 全面ポリマーセメントスラリー 注入工法 ・注入口付アンカービニン 部材エボキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニン 全面エボキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカービニン 全面ポリマーセメントスラリー 注入工法 アンカービン (4.2.2) 材質 ※ステンレス鋼 (SUS304)、呼び径4mmの丸棒で全ねじ切り加工したもの 注入口付アンカービン (4.2.2) 材質 ※ステンレス鋼 (SUS304)、呼び径外径6mm 注入工法の種類 ※自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 別 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 () 注入工法の種類 ※自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 ※浮き部分を壁面に表示する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 JIS A6024 () 注入工法の種類 ・自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 ※浮き部分を壁面に表示する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 JIS A6024 () 注入工法の種類 ・自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 ※浮き部分を壁面に表示する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 JIS A6024 () 注入工法の種類 ・自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 ※浮き部分を壁面に表示する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 JIS A6024 () 注入工法の種類 ・自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 ※浮き部分を壁面に表示する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 JIS A6024 () 注入工法の種類 ・自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 ※浮き部分を壁面に表示する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 JIS A6024 () 注入工法の種類 ・自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 ※浮き部分を壁面に表示する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 JIS A6024 () 注入工法の種類 ・自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉛汁の流出の有無を調査する。 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 ※浮き部分を壁面に表示する。 調査方法 ・図示 ※目視及び打診 () 調査報告書 ※ (1) 部を監督員に提出する。 補修方法 ・図示 () (1.5.3) 2. 調査のための 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 樹脂注入工法 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4) 材 料 製 造 所 ※エボキシ樹脂 JIS A6024の規格品 ・低粘度形 () ・軟質形エボキシ樹脂 JIS A6024 () 注入工法の種類 ・自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 エボキシ樹脂の注入量 () ・実施する ※実施しない コア抜き取り個数 ひび割れ長さ () ひび割れ長さ 500mm毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm 抜き取り部の補修方法 () Uカットシール材充填工法 (4.2.2) (4.3.5) 材 料 種 别 備 考 ・シリリング用材料 JIS A5785 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 シール工法 ・バテ状エボキシ樹脂 JIS A6024 ・可とう性エボキシ樹脂 JIS A6024 欠損部改修方法 Uカットシール材充填工法 材 料 種 别 備 考 ・エボキシ樹脂モルタル JIS A6024 ・ポリマーセメントモルタル () 施工調査数量 調査範囲 ○ (対象工区外壁全体) (1.5.2) 調			

No.3	機能による種類 ・管理用 ・防火(・外壁用・屋内用) ・防煙 ・シャッターケース(防火・防煙以外の場合) ・設ける ・設けない (5.10.2)	(5.10.2~4)					内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	「14.6.2」					「20.2.14」表20.2.1				
		閉鎖機能による種類 ・開閉機能による種類 ※上部電動式(手動併用) 電源※ V kw以下(過電流保護装置付) ・上部手動式 耐風圧強度・() 屋内用防火・防煙シャッターカーの危害防止機構※障害物感知装置・シャッターニ段降下方式 工事範囲 一次測配線は別途工事とし、閉鎖機能以降の二次配線は本工事に含む。								「14.6.2」					施工箇所 され地名品質 ひだの種別 形式 開閉装置 ・片引き・引分け 有 ※無 ・片引き・引分け 有 ※無 ・片引き・引分け 有 ※無 ・片引き・引分け 有 ※無				
5 建 具 改 修 工 事	10. 重量シャッター ・管理用 ・防火(・外壁用・屋内用) ・防煙 ・シャッターケース(防火・防煙以外の場合) ・設ける ・設けない (5.10.2)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1													
11. 軽量シャッター ・管理用 ・防火(・外壁用・屋内用) ・防煙 ・シャッターケース(防火・防煙以外の場合) ・設ける ・設けない (5.10.2)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
12. オーバーヘッドドア セクション材料※スチールタイプ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ ・電動式 ・手動式 ・上部電動式(手動併用) 電源※ V kw以下(過電流保護装置付) 耐風圧強度・() スラットの形状※インテラーロッキング形・オーバーラッピング形 工事範囲 一次測配線は別途工事とし、閉鎖機能以降の二次配線は本工事に含む。	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
13. ガラス 建具に取り付けるガラス及びガラスブロックは面図図示(道具表)による。(5.13.2) ガラス留め材(5.13.2.(b)) (5.13.3) (表5.13.1) 建具の種類 材種 ・アルミニウム製※シリング材(SR-1)・グレイジングガスケット ・鋼製・ステンレス製※シリング材(SR-1) ただし、防火戸は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
1. 既存床の撤去 並びに下地修復 ・機械的除去法 ・自荒し工法	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
2. 接着剤 壁紙、ビニル床タイル、幅木に使用する接着剤は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。壁紙用の接着剤は、ワルクソーフォーム及びワルクソーフォーム等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。 ホルムアルデヒド放散量(6.8.2) ※F☆☆☆☆・()	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
3. ビニル床シート張り ・ビニル床シート張り (6.8.2) (6.8.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
4. ビニル床タイル張り ・ビニル床タイル張り (6.8.2) (6.8.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
5. ビニル幅木 材種※軟質・硬質 厚さ※2・() 高さ※60・75・100・()	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
6. カーペット敷き 織りじゅうたん (6.9.2) (6.9.3) (6.9.4) (表6.9.1) (表6.9.2)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
7. 合成樹脂塗床 下敷き材※反毛フェルト(JIS L 3204)第2種2号(厚8) タフティックカーペット (6.9.2) (6.9.3) (6.9.4) (表6.9.2)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
8. 防塵用塗装 材質水性アクリル系樹脂塗料(※標準色) 仕上種別コーティング(ローラー刷毛塗り) 塗布量主剤2回塗りとし、総塗布量は0.25kg/m ² 以上	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
9. フローリング張り (11.2~7)(表6.11.1~4)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
10. 体育館用 フローリング張り 樹種・() 接着剤・酢酸ビニル系エマルション・エボキシ樹脂系 表面塗装・ポリウレタン樹脂塗料3回塗り・() 張り付け・下張り板に接着剤で接着し、芯し釘と脳天釘で止める 下張り板・1.2mm以上(木製根太)・1.5mm以上(鋼製根太) ホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆・() 厚さ・幅・()	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
11. 磁敷き ※別添工事特記仕様書による ・タマ衣替え本間普及品 (表6.12.1)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
12. 壁紙張り 壁紙はJIS A6921により、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたもの。 ホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆・() バーティカルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量(6.13.2) ※F☆☆☆☆・()	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
13. 壁紙張り 壁紙はJIS A6921により、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたもの。 ホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆・() バーティカルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量(6.13.2) ※F☆☆☆☆・()	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
14. タイル張り 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
15. 断熱材 打込み断熱材 (19.9.2)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
16. 吸音材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
17. ポリチレンフォーム 下地材 施工箇所※窓回り等の断熱修復部分 厚さ※40・65・80 施工箇所※窓回り等の断熱修復部分 厚さ※80・95	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
18. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
19. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
20. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
21. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
22. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
23. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
24. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
25. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
26. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
27. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
28. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)	内装改修工事	12. せっこうボード その他ボード及び合板張り (6.13.2) (6.13.3)	6. 金属成形板張り (6.13.2)	14. カーテン及び カーテンレール (6.13.2)	「20.2.14」表20.2.1														
29. 断熱材 施工業者※内装専門業者とする (6.16.3)</																			

施工区分表

(●印を塗りつぶしたものをお適用する)

工事内容		建築	外構	植栽	電気	電話	昇降	給衛	空調	ガス	黒板量	備考
機器の基礎		室内	○									電気と十分協議すること
		屋外	○									
		屋上	○									
		自家発電機の基礎 (アンカーボルトを除く)	○									
		テレビアンテナの基礎 ("")	○									
		避雷針の基礎 ("")	○									
		屋内設備	○									
		屋外設備 (架台、アンカーボルト含む)	○									
		屋上設備 (架台、アンカーボルト除く)	○									
		特記した基礎										
開口部	梁、床、壁 貫通スリーブ	補強を要するもの				○	○	○	○	○	○	
		補強を要しないもの				○	○	○	○	○	○	
	梁、床、壁 貫通部型枠	補強を要するもの	○									
		補強を要しないもの	○									
	軽量鉄骨下地、 壁・天井ボード類の切込み	補強を要するもの	○									
		補強を要しないもの	○									
	埋込型分電盤、 端子盤等の型枠	補強を要するもの	○									
		補強を要しないもの	○									
	上記開口部の補強	○										
	上記開口部の墨出し				○	○	○	○	○	○	○	
	スリーブの穴埋め (型枠の穴埋めを含む)				○	○	○	○	○	○	○	
点検口	○ A フロア器具取付用	○										
床、壁、天井		○										
ガラリ	外壁面 (ダクト、チャンバーの接続用含む)	○										
	道具取付	○										
	空調用リターン											○
排気フード	厨房								○	○	○	
	上記以外	○							○	○	○	
換気扇の取付枠及びアルミハネル	○											
換気扇	壁換気扇 (ウェザーカバー含む)											○
	天井換気扇 (ペントキャップ含む)											○
流し台	排水トラップ含む	○										
防油提	オイルサービスタンクの防油提 自火発電用	○										
		空調用	○									
床下水槽のマンホール蓋	○											
屋外配水管	雨水	○										
	汚水、雑配水管											○
雨水堅壁	○											
身障者用便所手すり	○											
はみ込み形洗面器用カウンター (前板共)	○											
ガスボンベ転倒防止用の鎖												○
機械設備機器付属の制御盤以降の配管配線 (接地共)												
機械設備機器付属の制御盤と電源供給及び配管配線												
機械設備自動制御と電気設備盤との電源供給												
機械設備自動制御と電気設備盤との操作回路の渡り配管配線												
天井吊り型 F CU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチとの渡り配管												
天井吊り型 F CU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチとの渡り配線												
天井吊り型 F CU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチ												
天井吊り型 F CU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチ埋込ボックス												
煙感知器から運動制御盤を経て防煙シャッター及び排煙口に至る配管配線												
小便器用節水装置制御盤以降の配管配線												
自動ドア及び電動シャッターなどの制御部への電源供給												
自動ドア及び電動シャッターなどの制御部												
自動ドア及び電動シャッターなどの操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ												
防火扉レリーズ												
電極棒												
配線ビット及び蓋												
別途機器などへの接続												
室外機・室内機間の伝送線												
室外機・室内機間の電源送り線												
室内機・リモコン間の配管												
リモコン埋込ボックス												
室内機・集中リモコン間の渡り伝送線												
ガス漏れ探知機												○
○ A フロア用配線器具												
電気盤	電気錠及び通電金具	○										
	T E N キー及び制御盤											
エレベーター出入口三方枠 (金属製)									○			大理石のみ建築工事
シャワーユニット (バスユニット)	○											
ガス給湯器リモコン用ケーブル									○	○		
ガス給湯器電線管及びボックス									○			
塗工事	下地補強	○										○
黒板工事	黒板・白板・掲示板											○
植栽工事					○							

承認済

工事名称
行橋中学校外壁改修工事

図面名称
改修工事特記仕様書(4)

行橋市役所 都市整備部
建設政策課

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

T E L : 0930-25-1111

尺度

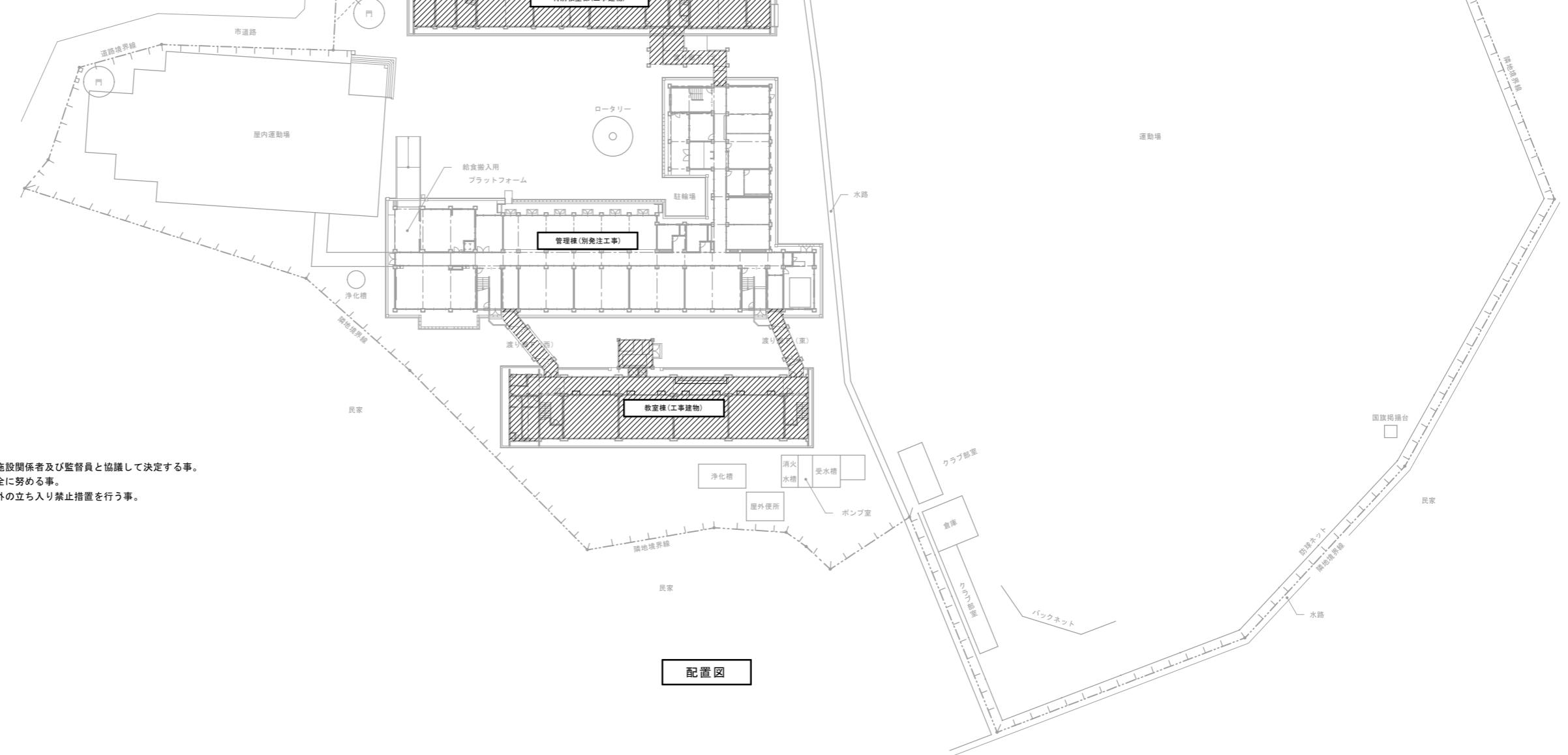
図面番号

日付

A - 04



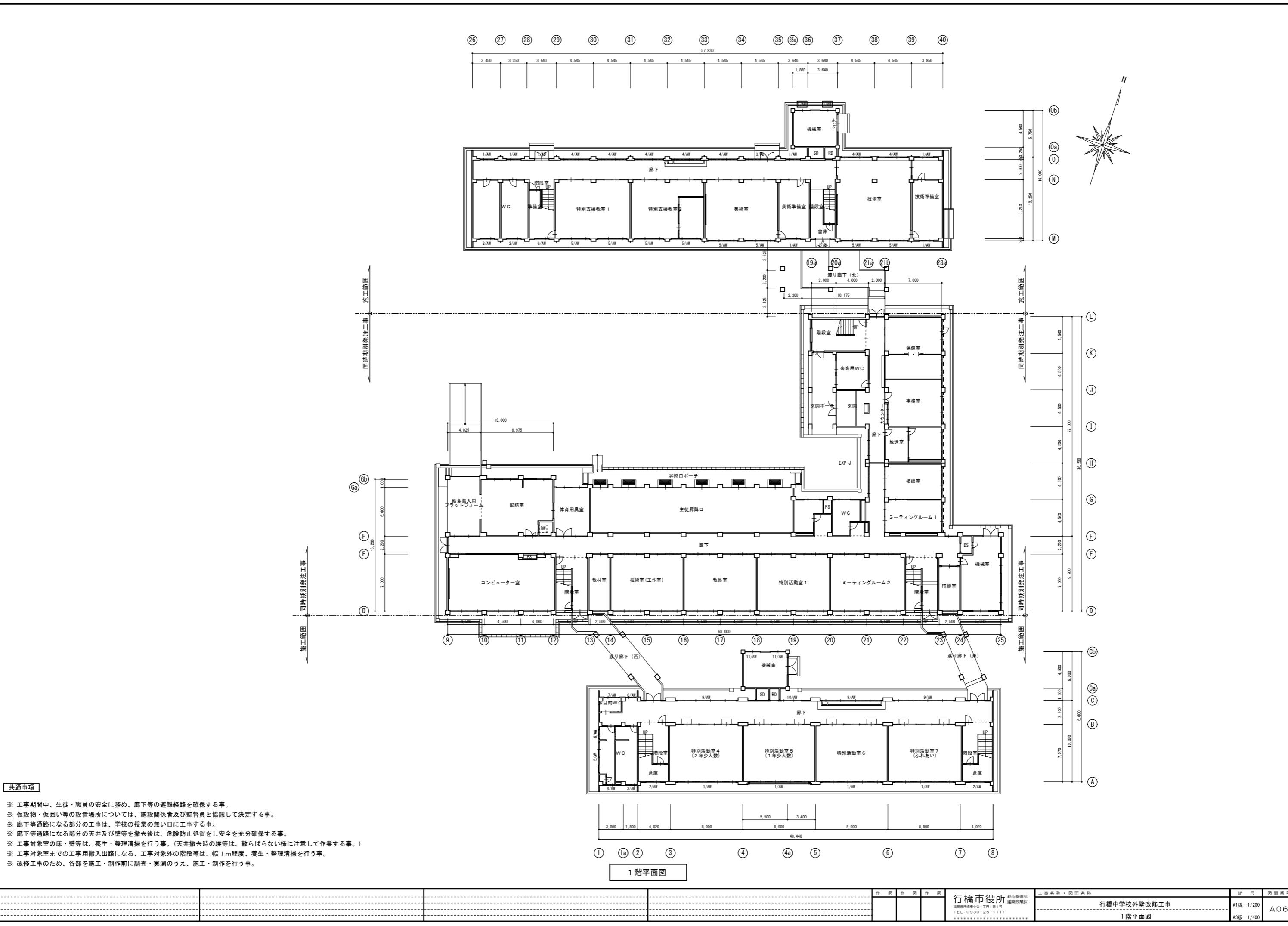
付近見取図

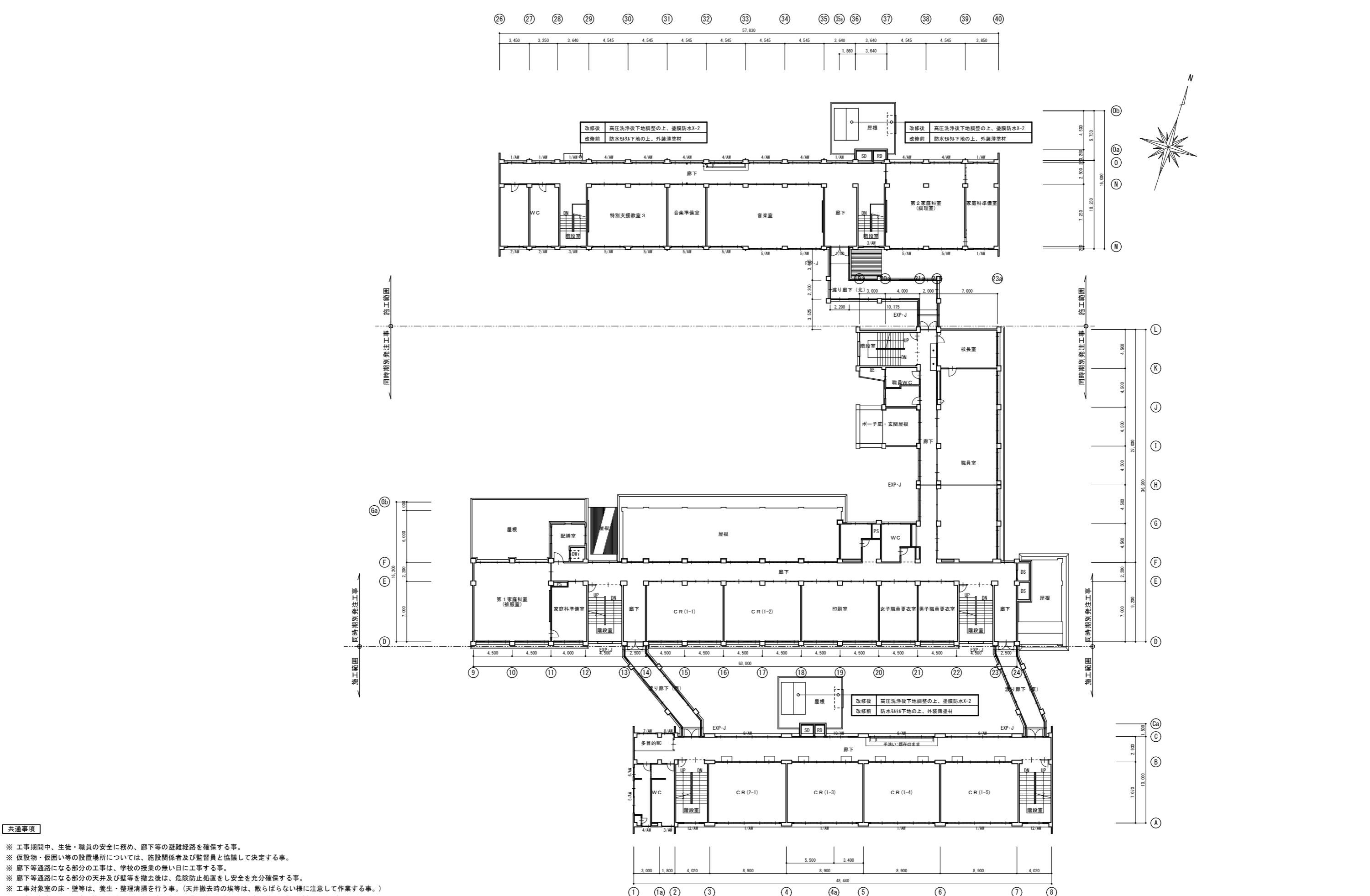


共通事項

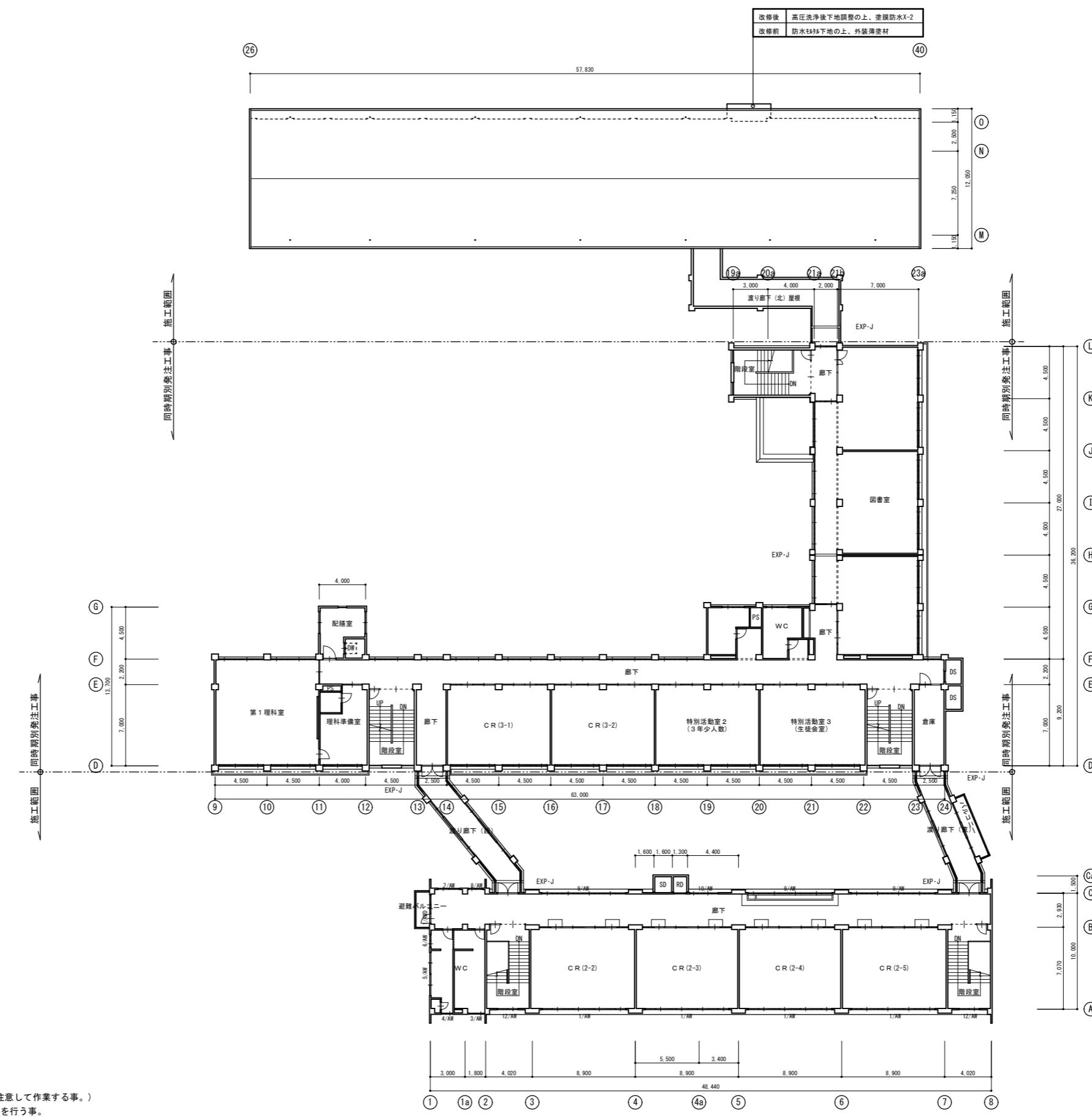
- ※ 工事期間中、生徒・職員の安全に努めること。
- ※ 仮設物・仮囲い・現場事務所等の設置場所については、施設関係者及び監督員と協議して決定する事。
- ※ 敷地内の車両の通行に際しては、最徐行とし歩行者の安全に努めること。
- ※ 仮囲い等の進入口は鍵付とし、原則として工事関係者以外の立ち入り禁止措置を行う事。
- ※ 工事完了後は、仮囲い内の整地を行う事。

特記	作図	作図	作図	工事名称・図面名称	縮尺	図面番号
				行橋市役所 都市整備部 都市整備科 新今川橋改修工事 TEL: 0930-25-1111 *****	A1版: 1/400 A3版: 1/800	A05





特記	行橋市役所	工事名称・図面名称	総尺	図面番号
	行橋市役所 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111	行橋中学校外壁改修工事 2階平面図	A1版: 1/200 A3版: 1/400	A07



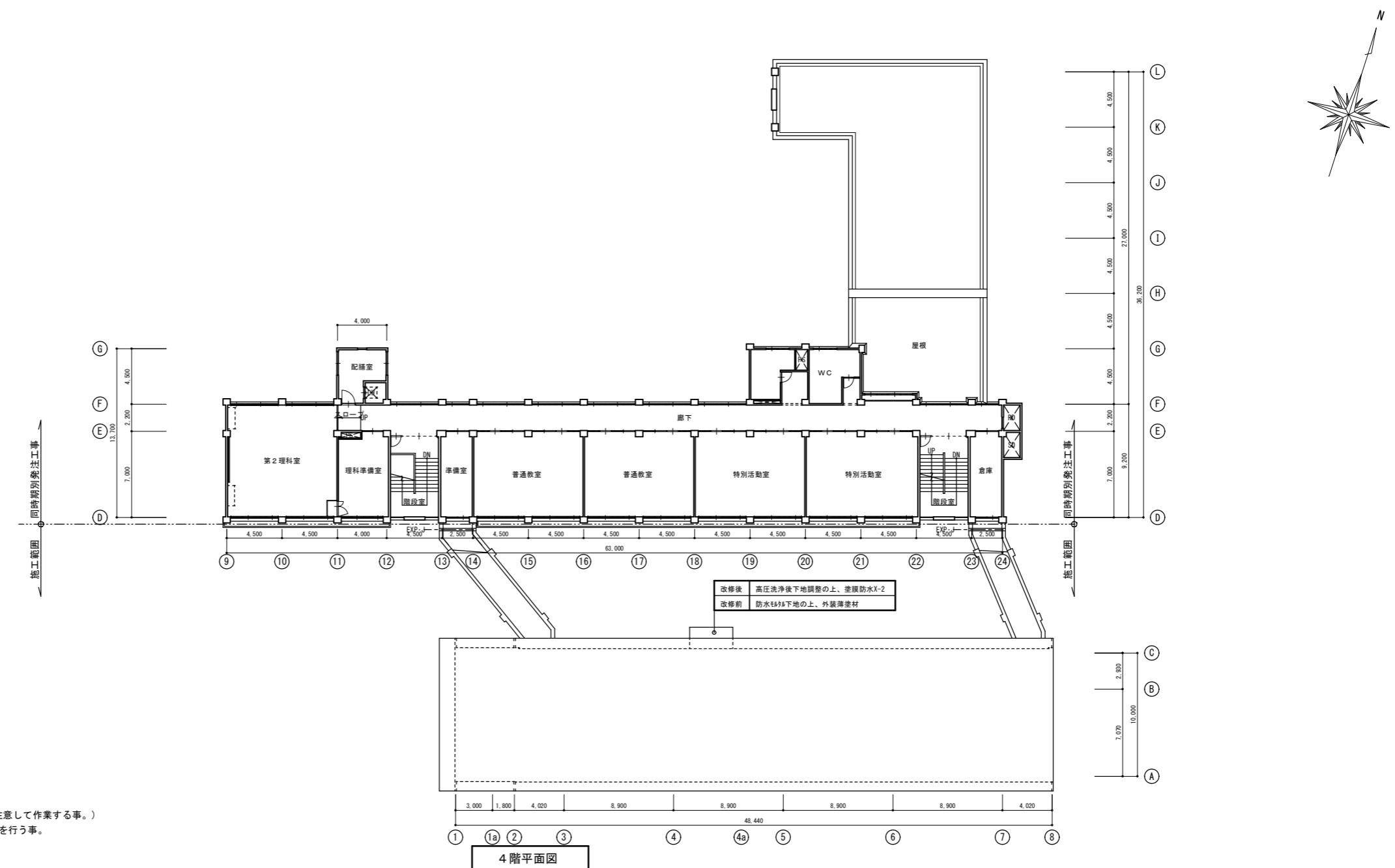
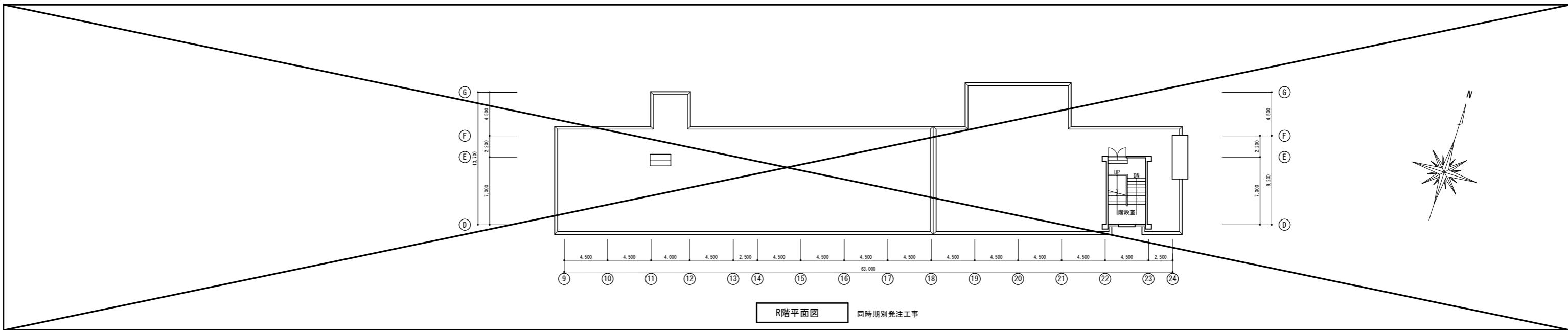
3階平面図

行橋市役所 都市整備部 建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111

行橋市役所 都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111

行橋市役所 都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111

行橋中学校外壁改修工事	A1版：1/200	A08
3階平面図	A3版：1/400	



共通事項

- ※ 工事期間中、生徒・職員の安全に務め、廊下等の避難経路を確保する事。
- ※ 仮設物・仮囲い等の設置場所については、施設関係者及び監督員と協議して決定する事。
- ※ 廊下等通路になる部分の工事は、学校の授業の無い日に工事する事。
- ※ 廊下等通路になる部分の天井及び壁等を撤去後は、危険防止処置をし安全を充分確保する事。
- ※ 工事対象室の床・壁等は、養生・整理清掃を行う事。(天井撤去時の埃等は、散らばらない様に注意して作業する事。)
- ※ 工事対象室までの工事用搬入出路になる、工事対象外の階段等は、幅1m程度、養生・整理清掃を行う事。
- ※ 改修工事のため、各部を施工・制作前に調査・実測のうえ、施工・制作を行う事。

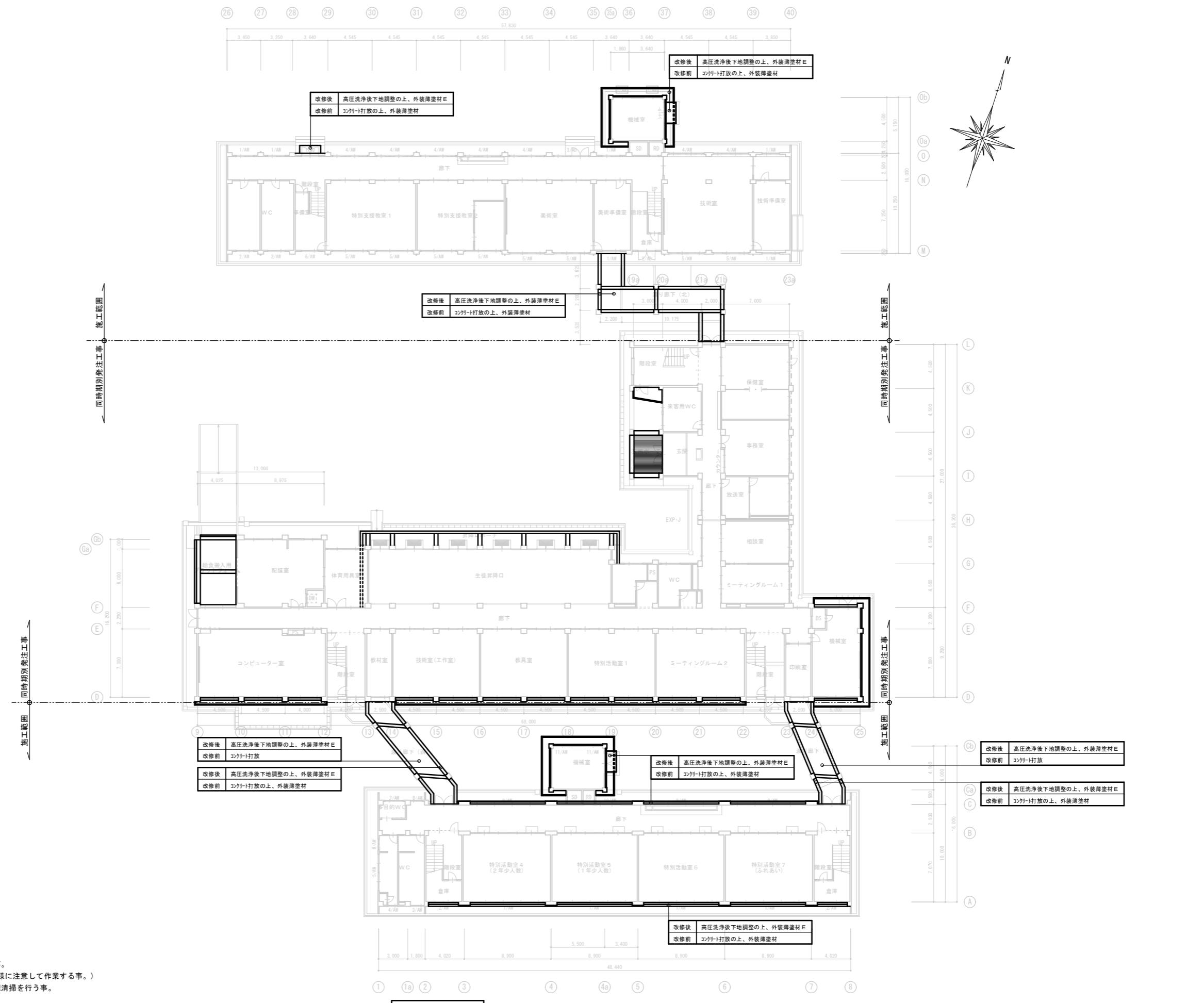
特記

工事名称・図面名称	縮尺	図面番号
行橋市役所 新市駅構内 建設改築課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111	A1版: 1/200	A09

行橋中学校外壁改修工事

4階平面図

A3版: 1/400



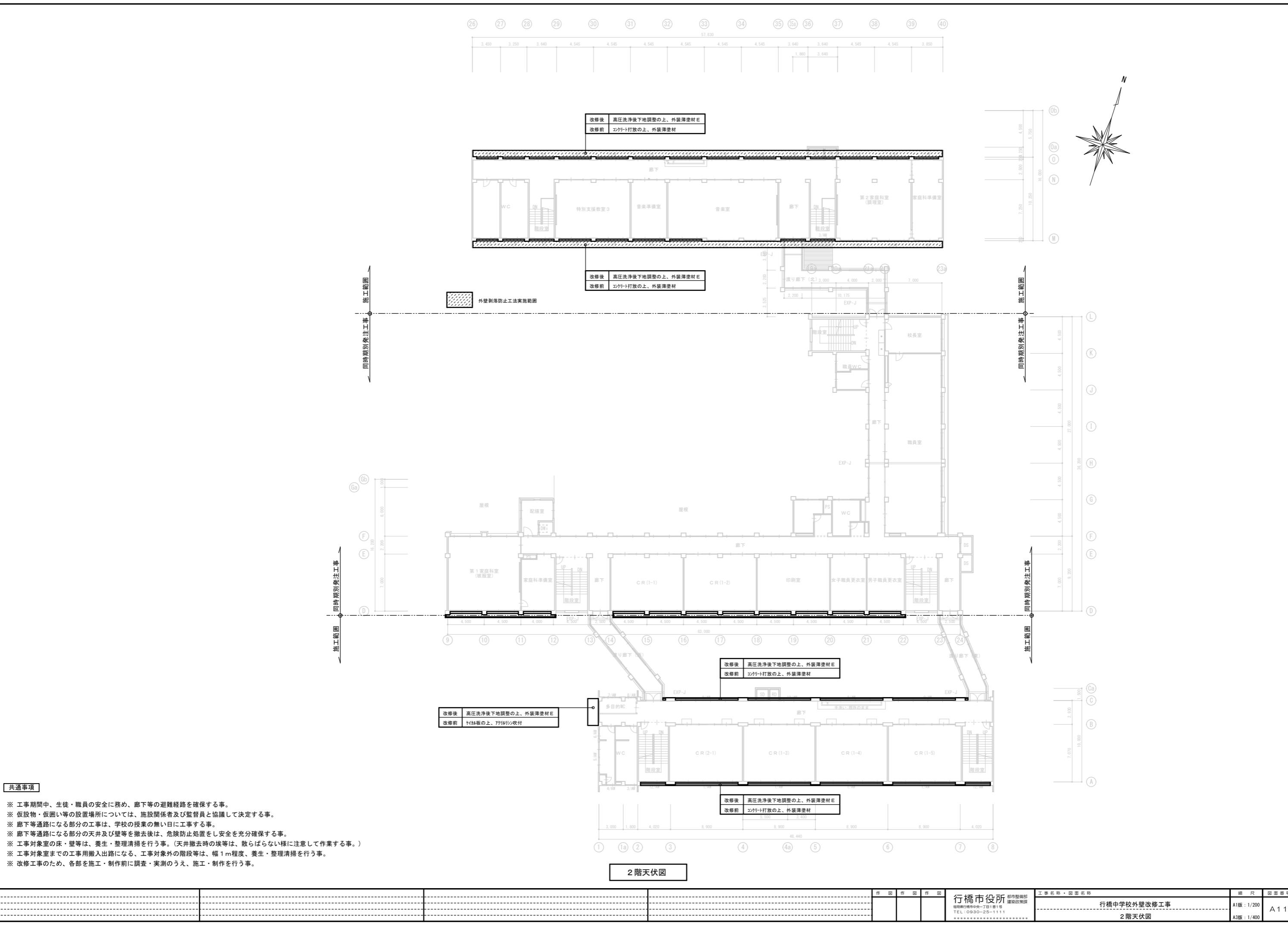
共通事項

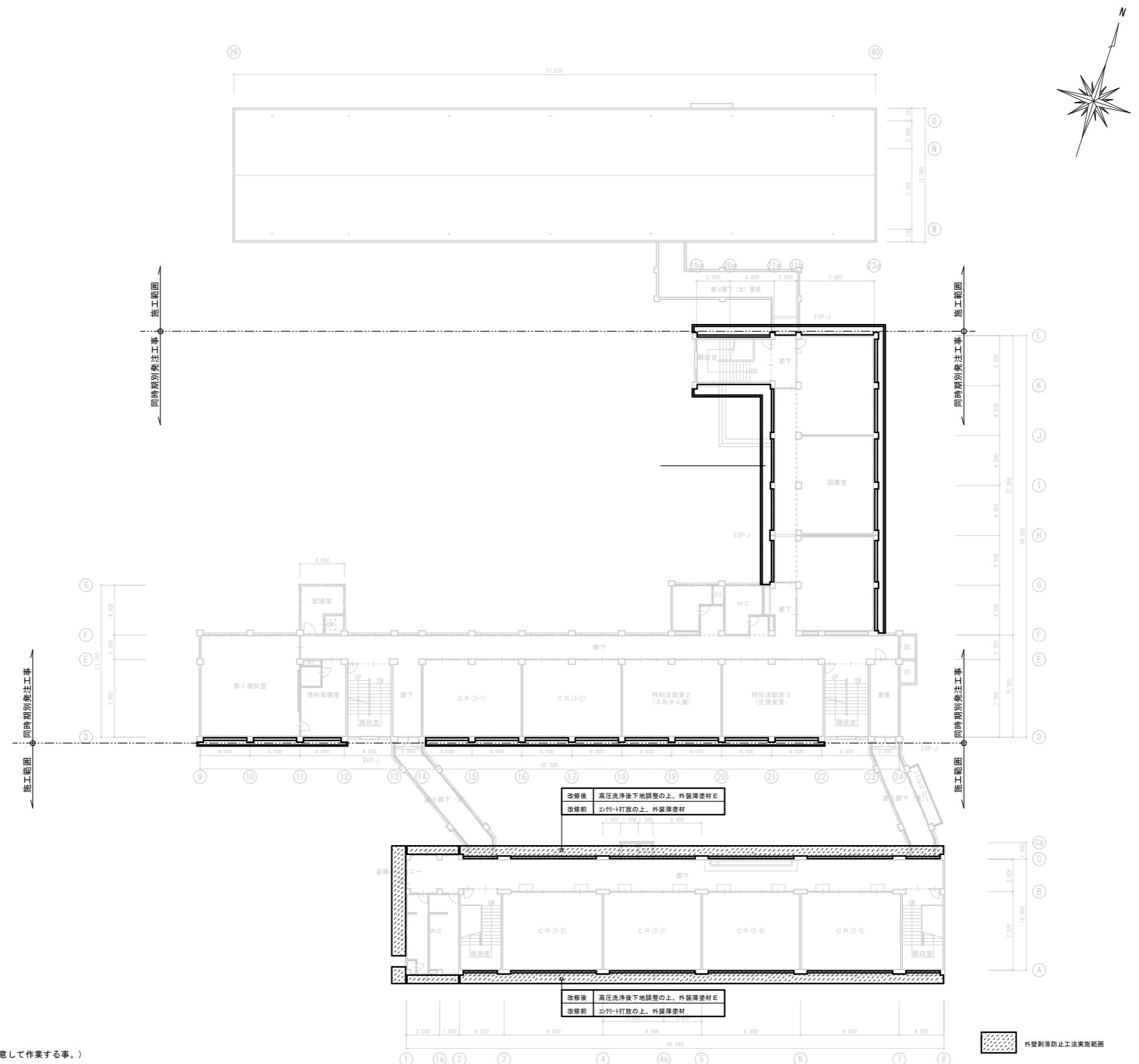
- ※ 工事期間中、生徒・職員の安全に務め、廊下等の避難経路を確保する事。
 - ※ 仮設物・仮囲い等の設置場所については、施設関係者及び監督員と協議して決定する事。
 - ※ 廊下等通路になる部分の工事は、学校の授業の無い日に工事をする事。
 - ※ 廊下等通路になる部分の天井及び壁等を撤去後は、危険防止処置をし安全を充分確保する事。
 - ※ 工事対象室の床・壁等は、養生・整理清掃を行う事。(天井撤去時の埃等は、散らばらない様に注意して作業する事)
 - ※ 工事対象室までの工事用搬入出路になる、工事対象外の階段等は、幅 1m程度、養生・整理清掃を行う事。
 - ※ 改修工事のため、各部を施工・制作前に調査・実測のうえ、施工・制作を行う事。

1階天伏図

特記
行橋市役所
行橋中学校外壁改修工事
1階天井図
A1版 : 1/200
A3版 : 1/400
A10
行橋市役所
都市整備部
建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111

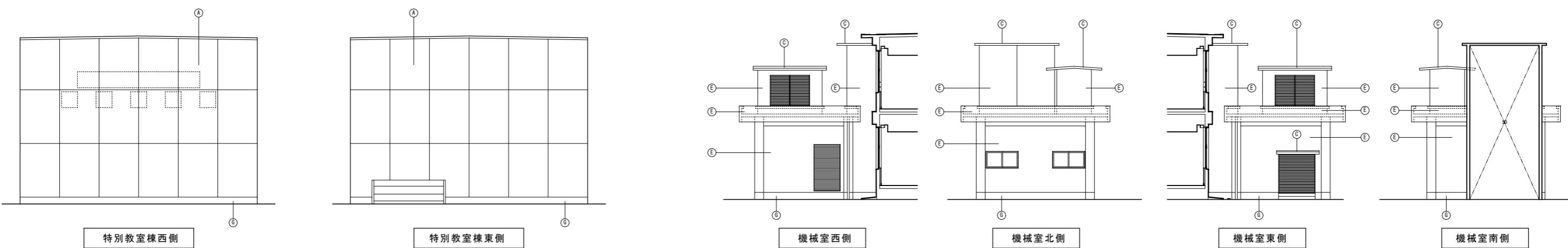
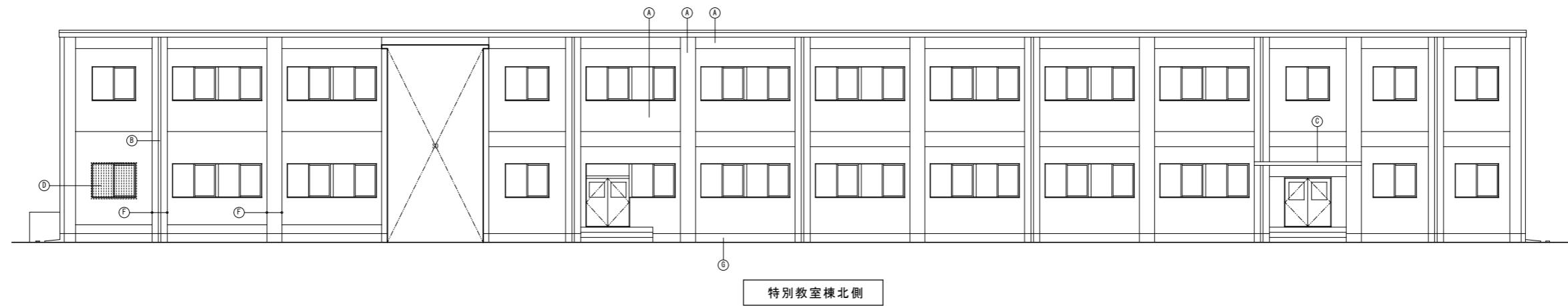
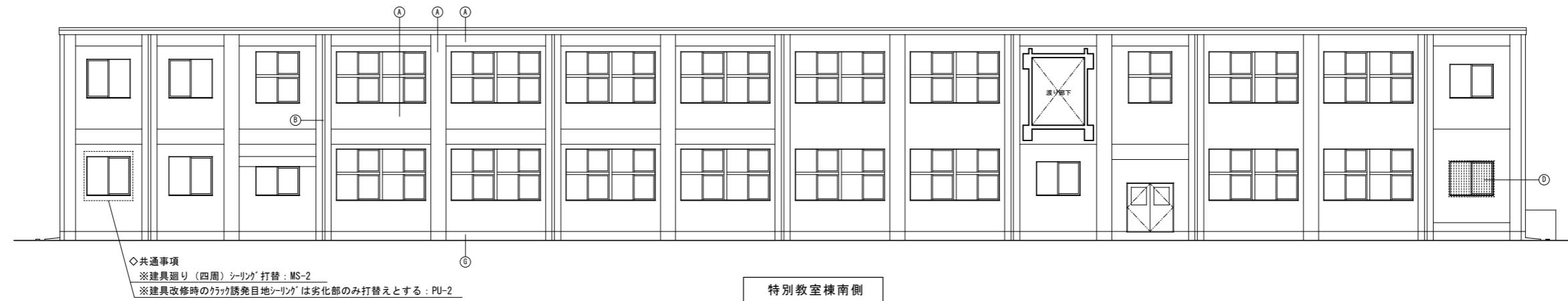
工事名称・面名
総尺
面面率



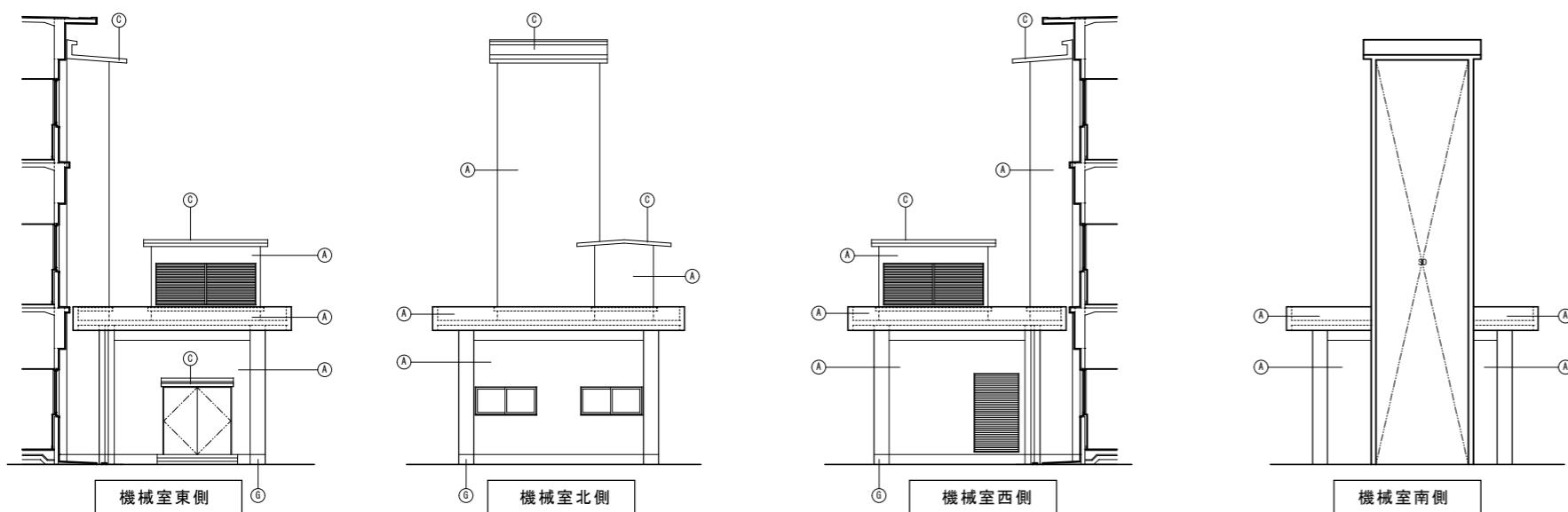
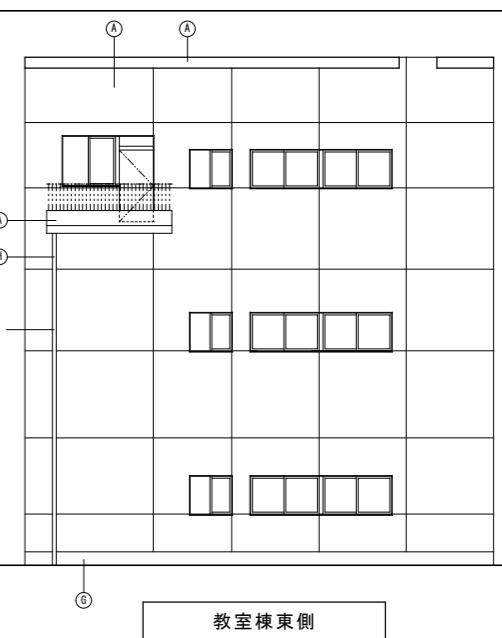
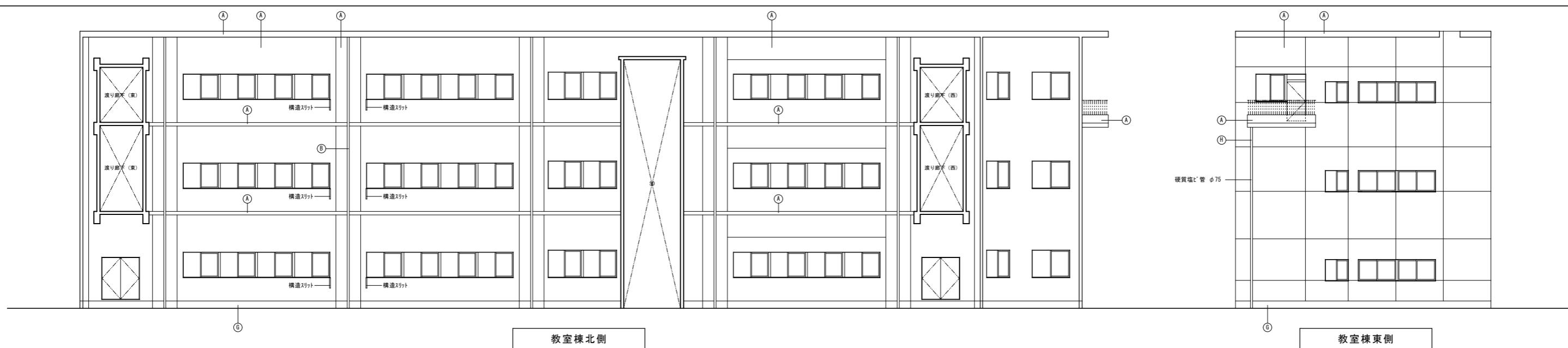
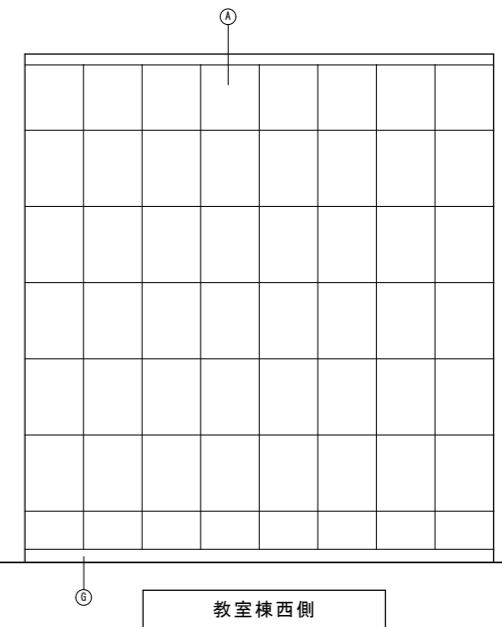
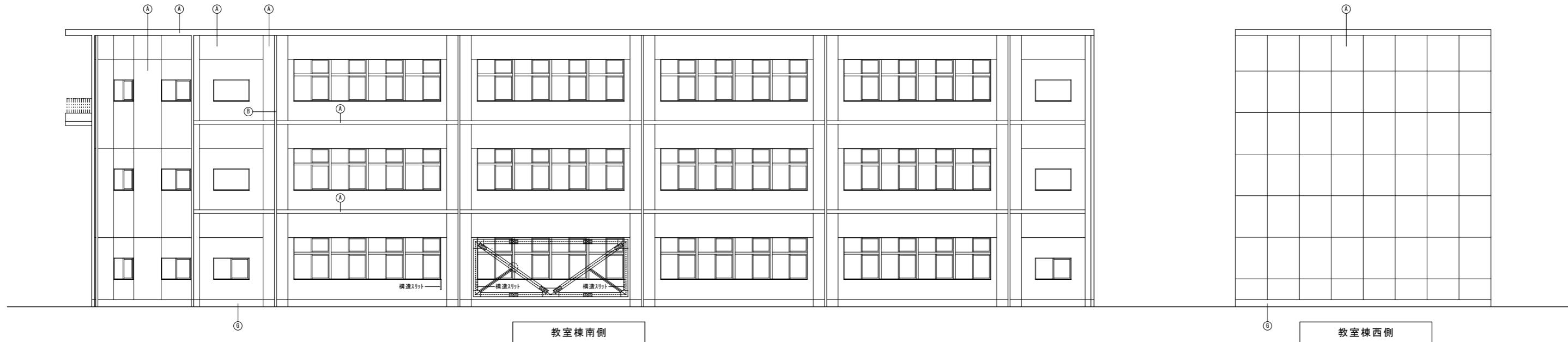


特記	作図	作図	作図	工事名称・図面名称	縮尺	図面番号
				行橋市役所 新市庁舎部 建設政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111	A1版: 1/200 A3版: 1/400	A 12

外 部 仕 上 表					
記号	仕 上	記号	仕 上	記号	仕 上
A	改修前 もみじ刷毛引き下地の上、吹付け漆 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E	D	改修前 窓格子：SUS製 改修後 残存のまま	G	改修前 もみじ塗り 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前 織穂：硬質塩ビ管 φ100 下部養生管：炭素鋼管 φ125 H=1800 改修後 硬質塩ビ管 φ100新設 插み金物：SUS製	E	改修前 ロックナット取付の上、吹付け漆 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E	H	改修前 改修後
C	改修前 もみじ防水下地の上、外装薄塗材 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2	F	改修前 カラーコーティング剥離発見地：シリカ撤去（劣化部のみ） 改修後 シリカ打替：PU-2	I	改修前 改修後



外 部 仕 上 表			
記号	仕上	記号	仕上
A	改修前 もみじ刷毛引き下地の上、吹付ケル 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E B	C	改修前 もみじ防水下地の上、外装薄塗材 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
		E	改修前 コンクリート打放の上、吹付ケル 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前 繊維：硬質塩ビ管 φ100 下部養生管：炭素钢管 φ125 H=1800 改修後 既存のまま	F	改修前 カット済発送目地：シリカガラス去（劣化部のみ） 改修後 シリカガラス替：PU-2
		G	改修前 もみじ塗り 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
		H	改修前 繊維：硬質塩ビ管 φ75 改修後 硬質塩ビ管 φ75新設 插み金物・SUS製

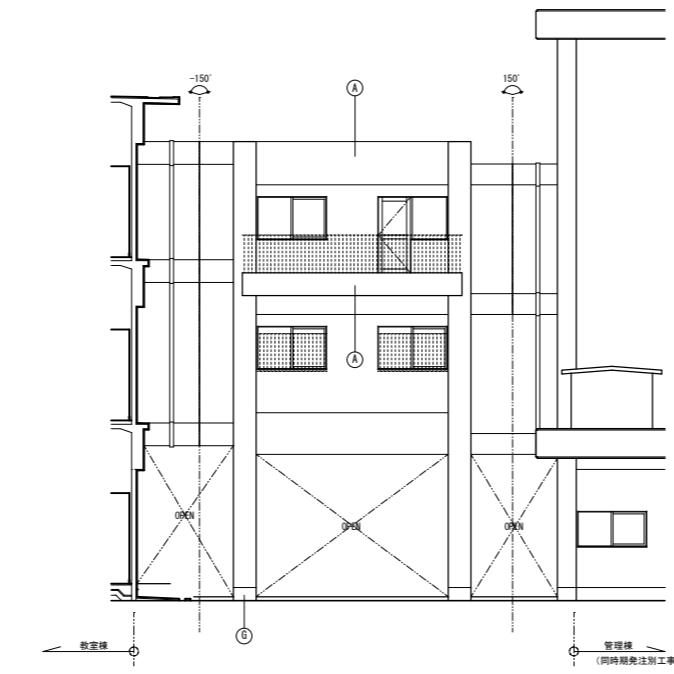
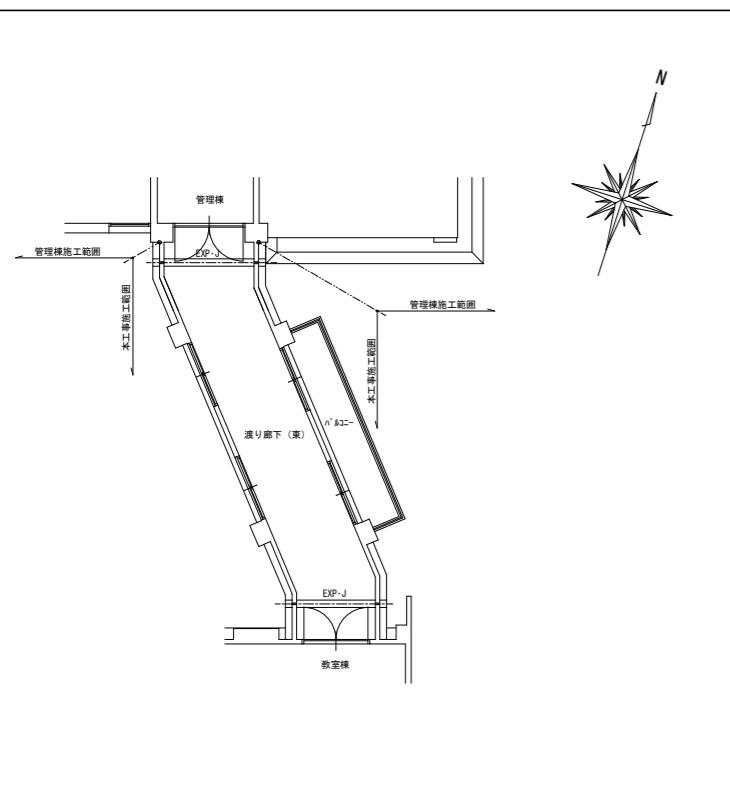


特記	作図	作図	作図	工事名称・図面名称	絶尺	図面番号
				行橋市役所 新市庁舎部 建設改築課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	A1版: 1/100 A3版: 1/200	A 14

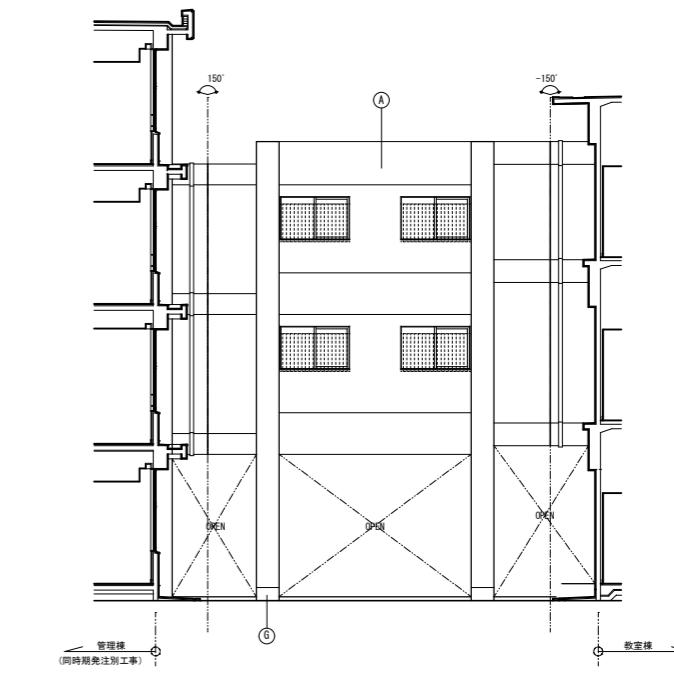
外 部 仕 上 表

記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上
A	改修前 もみ刷毛引き下地の上、吹付け漆 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E	D	改修前 空格子：SUS製 改修後 既存のまま	G	改修前 もみ刷毛 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前 織穂：硬質塩ビ管 φ100 下部養生管：炭素鋼管 φ125 H=1800 改修後 硬質塩ビ管 φ100新設 插み金物：SUS製	E	改修前 ハンマー打放の上、吹付け漆 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E	H	改修前 改修後
C	改修前 もみ刷毛下地の上、外装薄塗材 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2	F	改修前 シーリング発泡目地：シリカ撤去（劣化部のみ） 改修後 シーリング打替・PU-2	I	改修前 改修後

渡り廊下（東）キープラン

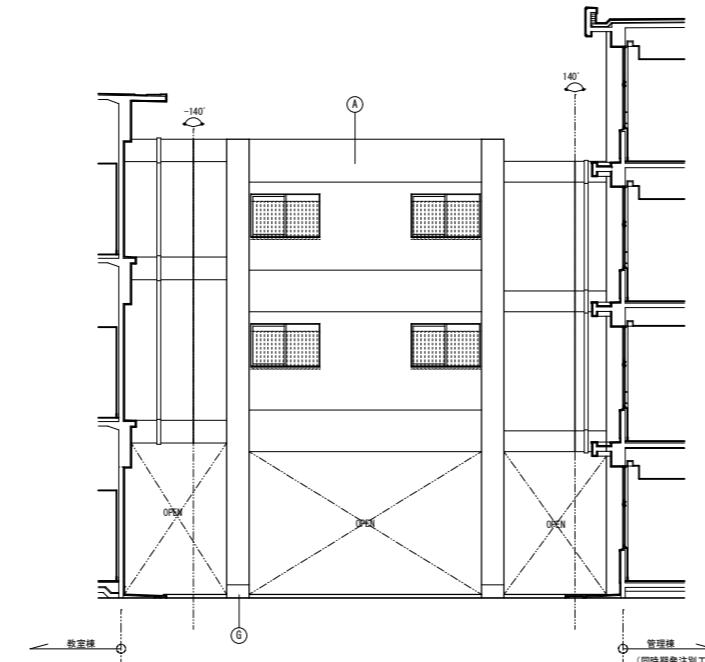
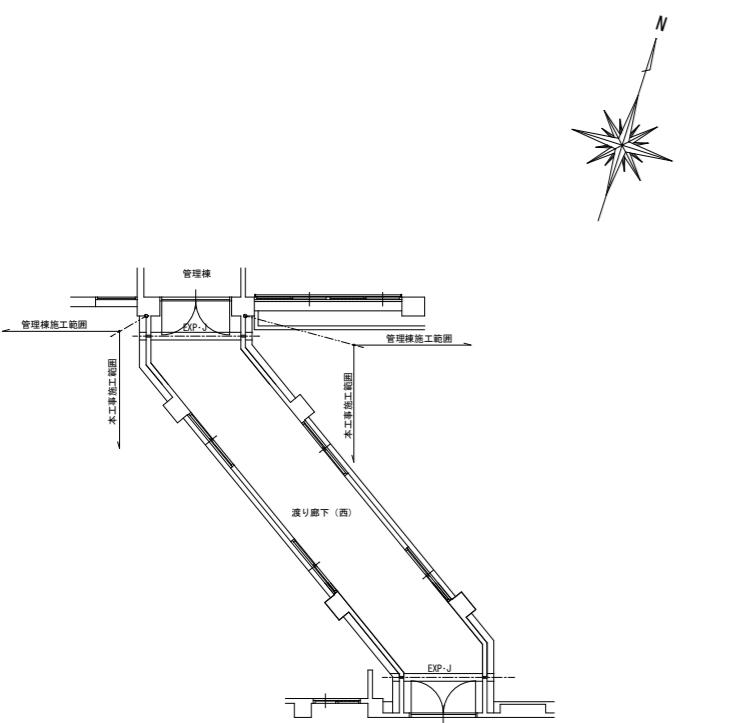


渡り廊下（東）東側

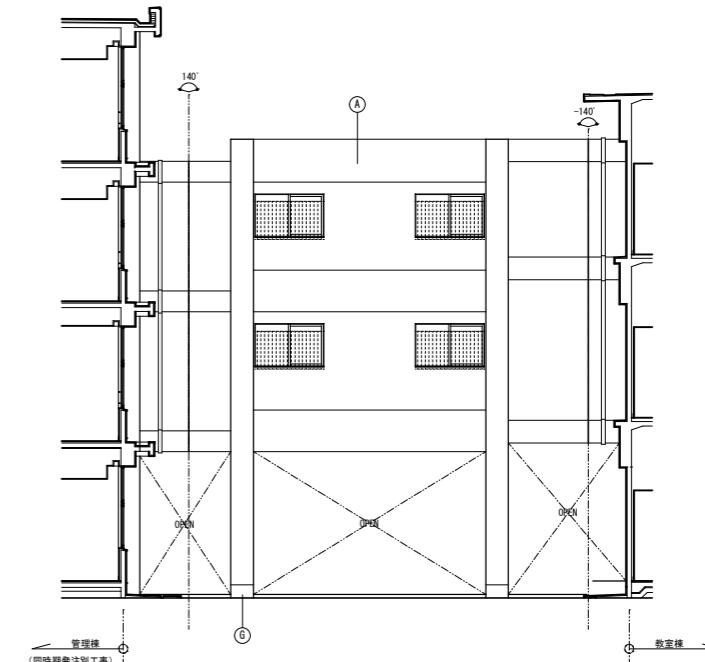


渡り廊下（東）西側

渡り廊下（西）キープラン



渡り廊下（西）東側

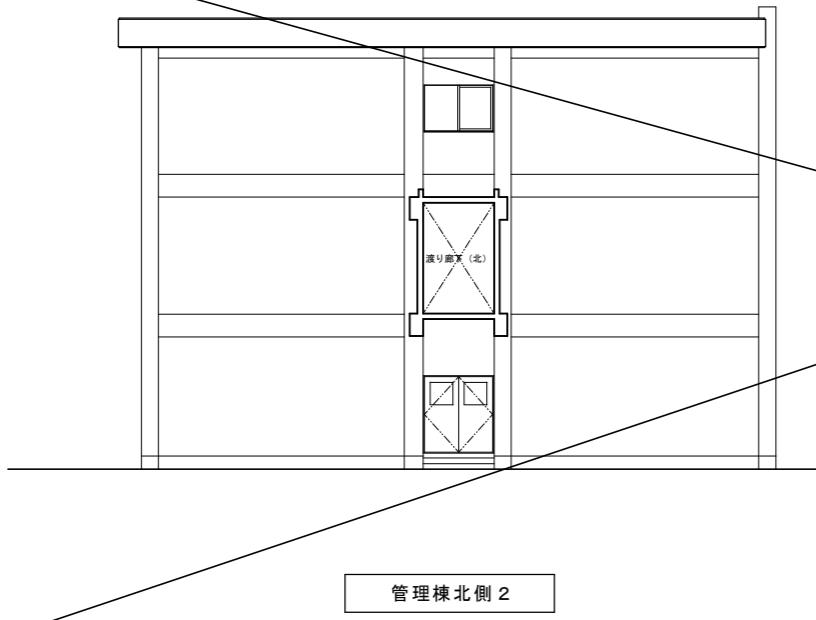


渡り廊下（西）西側

特記

作図	作図	作図	工事名称・図面名称	絶尺	図面番号
			行橋市役所 建設部 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	A1版: 1/100 A1版: 1/100	A 1-5 A3版: 1/200

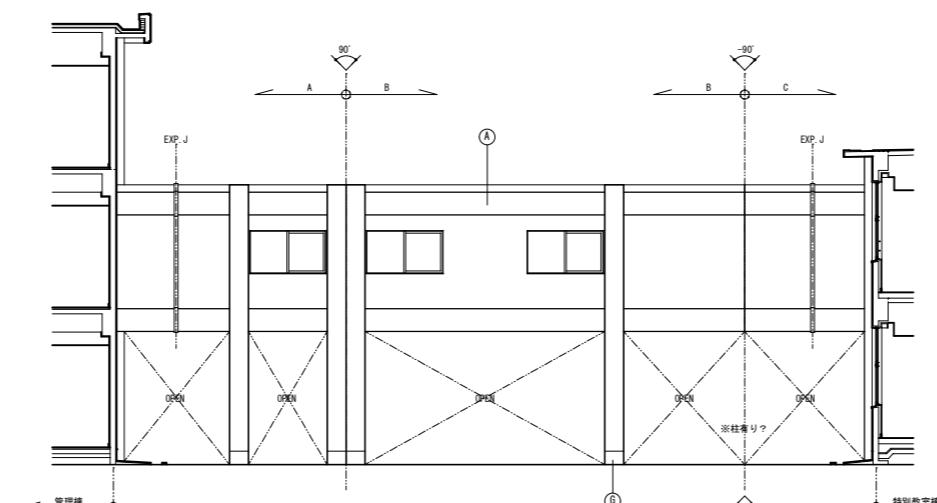
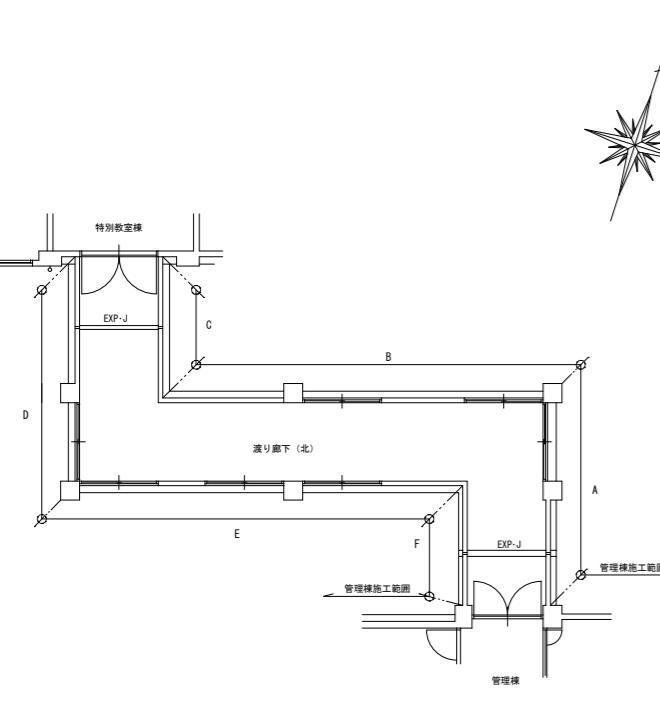
外部仕上表					
記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上
A 改修前	モルタル引き下地の上、吹付け漆	D 改修前	窓格子：SUS製	G 改修前	モルタル
改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E	改修後	既存のまま	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B 改修前	織穂：硬質塩ビ管 φ100 下部養生管：炭素鋼管 φ125 H=1800	E 改修前	シカート打放の上、吹付け漆	H 改修前	
改修後	硬質塩ビ管 φ100新設 插み金物：SUS製	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E	改修後	
C 改修前	モルタル下地の上、外装薄塗材	F 改修前	打継目地：シリコン漆去	I 改修前	
改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2	改修後	シリコン打替：PU-2	改修後	



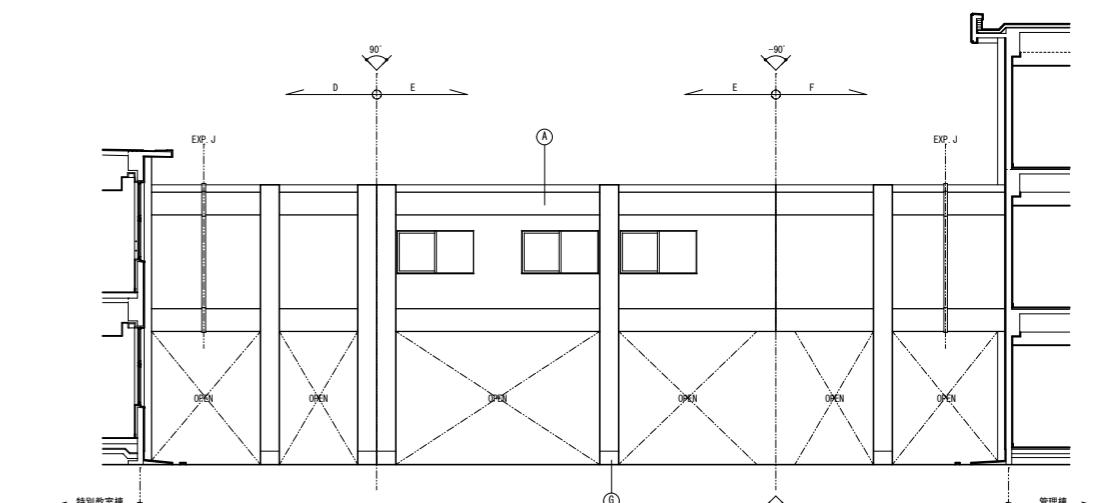
管理棟北側 2

(同時期免注別工事)

渡り廊下（北）キープラン



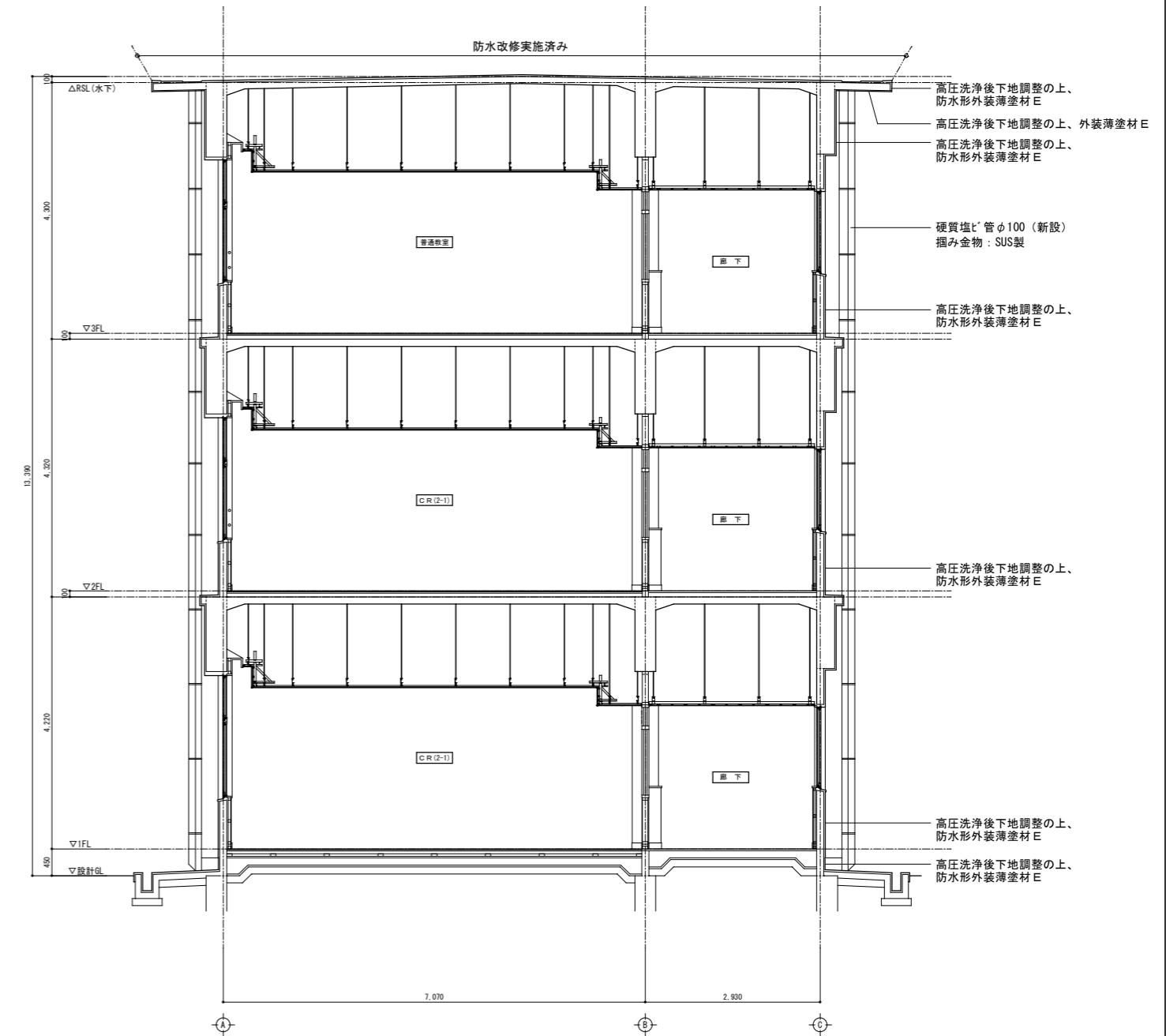
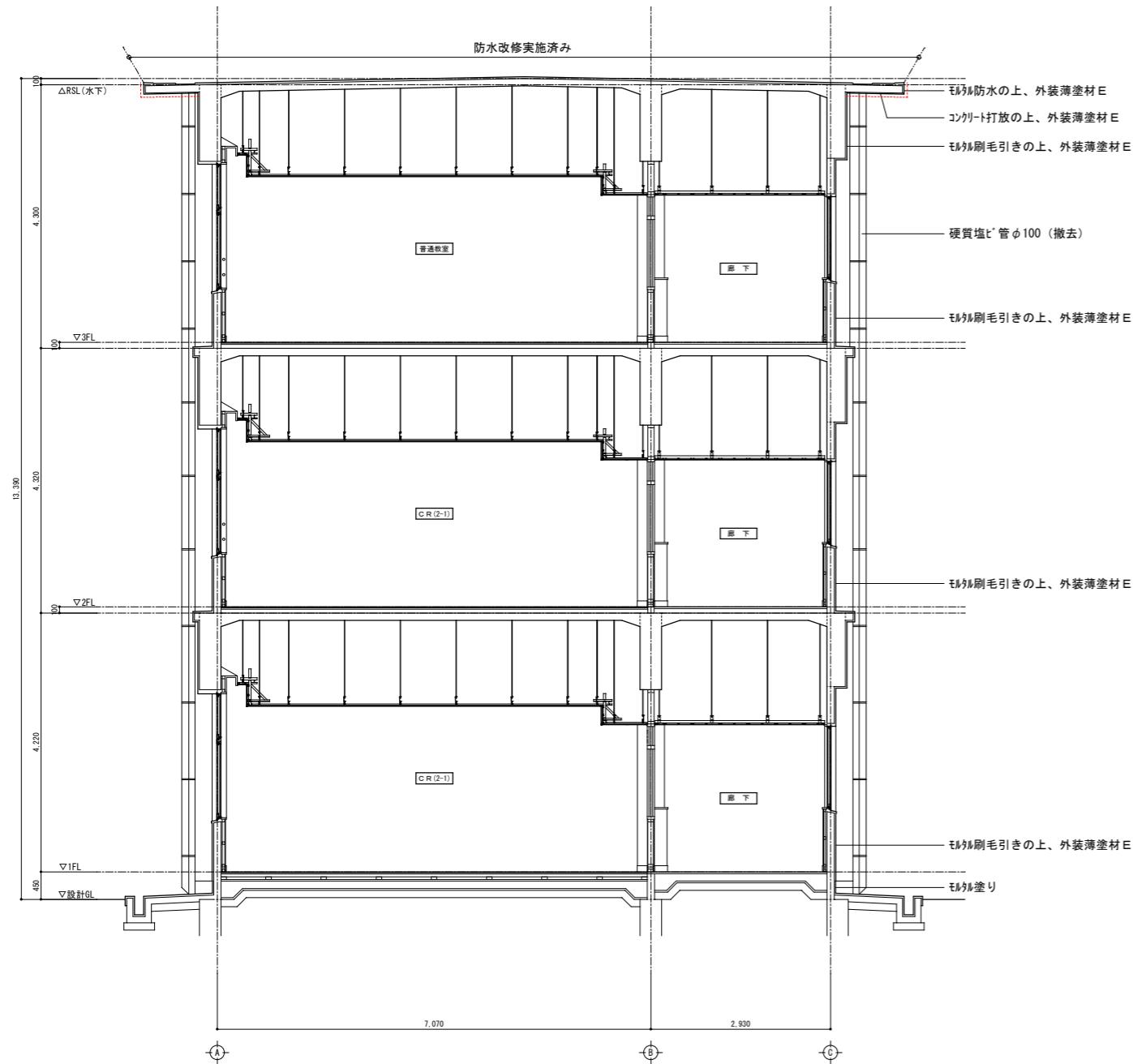
渡り廊下（北）東側



渡り廊下（北）西側

改修前

改修後

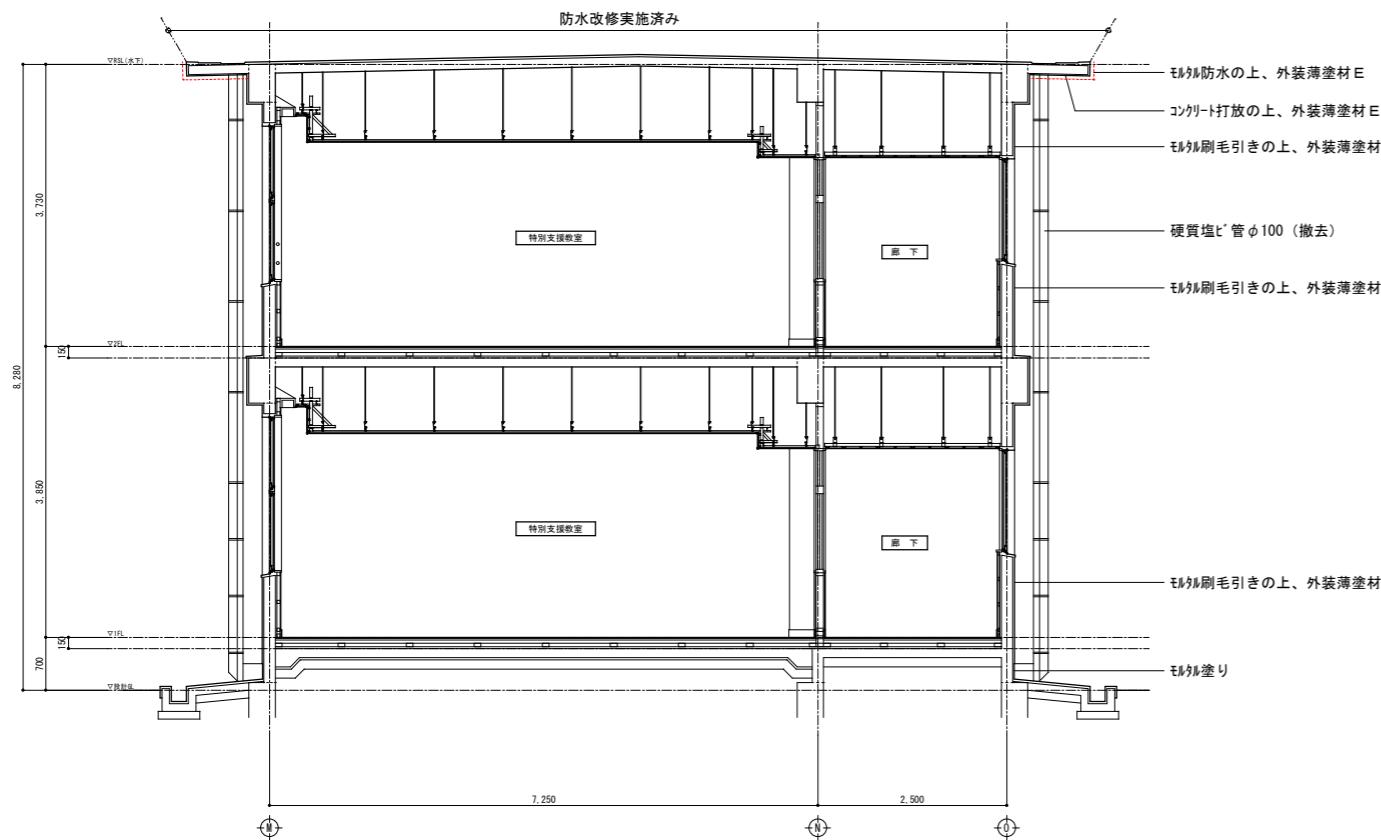


特記			

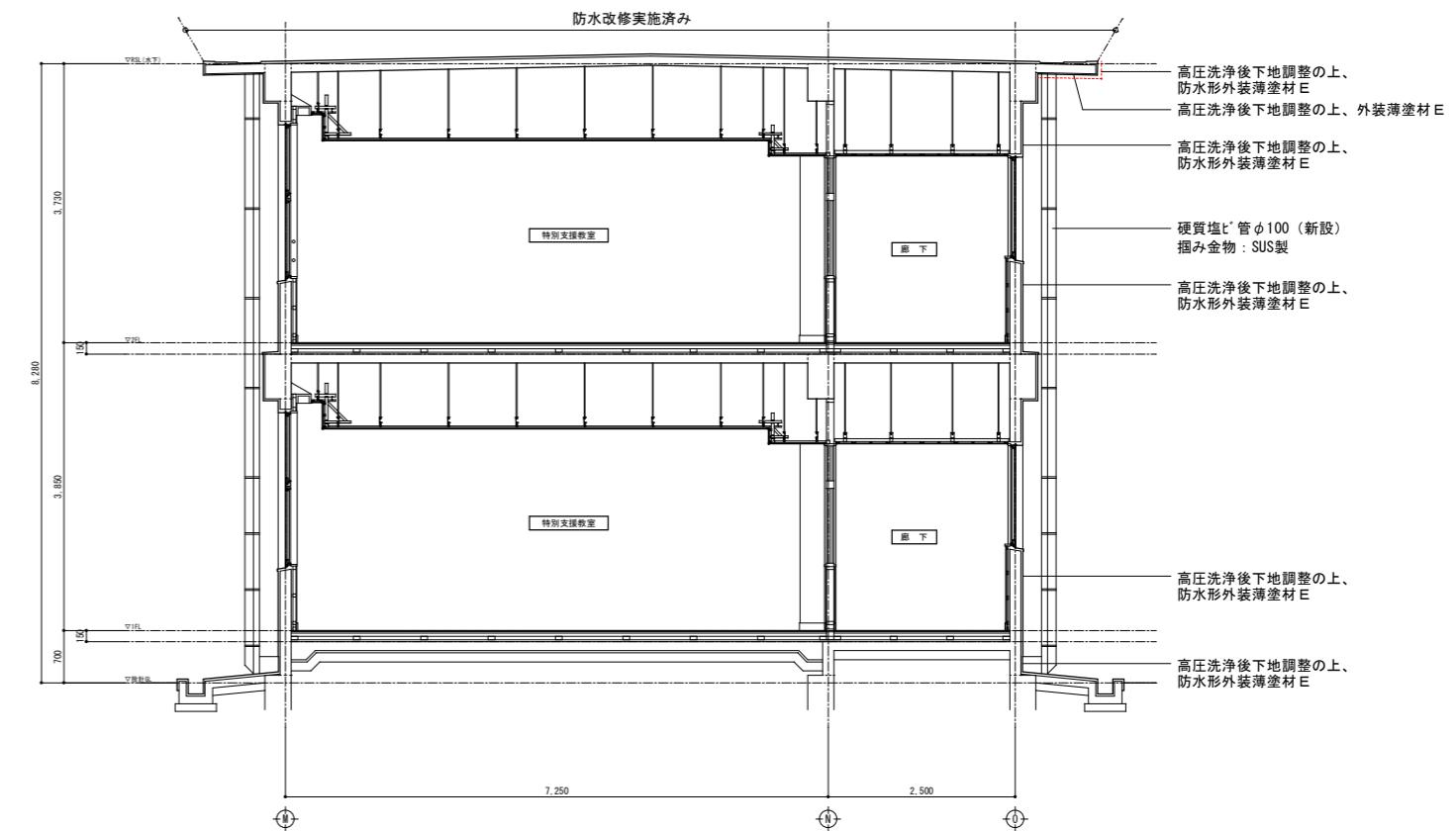
作図	作図	作図	工事名称・図面名称	縮尺	図面番号
			行橋市役所 都市整備部 高圧洗浄改修工事 TEL: 0930-25-1111 *****	A1版: 1/50	A17

改修前

改修後



※建具廻りシーリング撤去
※カクカク誘発目地は劣化部のみ撤去とする
----- 外壁剥落防止工法実施範囲



※建具廻りシーリング打替 : MS-2
※カクカク誘発目地 (撤去部) 打替 : PU-2

特記

作図

作図

作図

行橋市役所

都市整備部
建設政策課
行橋市役所中央一丁目1番1号
TEL: 0930-25-1111
*****工事名称・図面名称
行橋中学校外壁改修工事
特別教室棟鉛筆図縮尺
A1版 : 1/50
A18
A3版 : 1/100